

# 福岡県公民館大会



第32回

<表紙> 「版 画」

甘木中学校教諭 佐野至氏の作

甘木市を象徴する五つの図柄で、上から、三角縁神獸鏡（昭52.2. 小隈、神蔵古墳出土）。次段は市花“藤の花”と市鳥メジロ。中央はアマギの地名発祥にゆかりの、甘木山安長寺に伝わる豆太鼓。次はあまぎ盆にわか歌舞伎。四百年の伝統を持ち、毎年保存公演がある。下段は県指定文化財秋月目鏡橋の図。

## 第32回

# 福岡県公民館大会

主 催

福岡県公民館連合会

福岡県教育委員会

甘木市教育委員会

久留米市・小郡市各教育委員会

朝倉郡・浮羽郡・三井郡各町村教育委員会

朝倉郡・浮羽郡・三井郡各社会教育振興会



## 目 次

第32回福岡県公民館大会に寄せて	1
第32回福岡県公民館大会開催要項	2
昭和59年度公民館優良役職員表彰一覧	7
昭和59年度優良公民館表彰一覧	12
パネル討議・分科会	21
参 考 資 料	47
(1) 県内公立公民館の概要	
(2) 福岡県社会教育委員の会議の建議	



## 第32回 福岡県公民館大会に寄せて



福岡県公民館連合会会長 鍵 水 速 太

本日、ここに、県内各地から関係者多数のご参加を得て、このように盛大に大会を開催することができますことは、非常に喜ばしいことであり、これもひとえに関係各位のご熱意とご協力の賜と深く感謝申し上げます。

本大会も今年で32回を迎えるわけですが、今、ここで10年前、20年前の公民館の姿を思う時、現在はまさに公民館は混迷の時代にあると言ってもよいのではないのでしょうか。

それは財政硬直下における管理運営上の問題及び他の社会教育専門施設並びに市民会館等の建設さらにカルチャーセンター等の民間教育産業の台頭など、公民館をとりまく諸状況の変化の中で、公民館の存在意義、管理運営の在り方事業の在り方、職員体制の在り方等多くの問題が渦巻いているからです。

こうした中で、全国公民館連合会第五次専門委員会は「生涯教育時代に即応した公民館の在り方（答申59.3）」を発表しています。我々も、「公民館は現状のままでよいか」という問いに対して、正面からとりくみこれからの公民館のあり方を考えていかねばなりません。

そこで、本大会ではこれらの現実を踏まえて、「生涯教育の視点に立った公民館経営の在り方を考える」をテーマにかかげ研究協議をすることにしました。「公民館ここにあり」という意気ごみで本大会を成功に導びいていただくことを期待して止みません。

最後になりましたが、本大会の開催を快よくお引き受けいただいたばかりでなく、終始熱心に御協力を賜りました甘木市並びに北筑後地区の関係者の方がたに心から感謝を申し上げ、巻頭のごあいさつとします。

# 第32回 福岡県公民館大会開催要項

## 1. 趣 旨

急激な社会の進展に伴って、人びとの学習要求は一段と高まっており、こうした中であって、中央教育審議会が「生涯教育について」答申し、その方向を示したことによりますます生涯教育推進体制の整備が望まれている。

こうした時にあたり、生涯教育を推進する中心センターとしての公民館は、その実現に向かって具体的に取り組んでいく必要があると思われる。

そこで、県下の公民館関係者が一堂に会し、生涯教育の視点に立った公民館の在り方について討議を深め、これからの公民館の充実・発展を期すものである。

## 2. 大会テーマ

「生涯教育の視点に立った公民館経営の在り方を考える」

## 3. 主 催

福岡県公民館連合会、福岡県教育委員会、甘木市教育委員会、久留米市・小郡市各教育委員会、朝倉郡・浮羽郡・三井郡各町村教育委員会、朝倉郡・浮羽郡・三井郡各社会教育振興会

## 4. 後 援

福岡県、甘木市、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県市町村教育委員会連絡協議会、福岡県社会教育委員連絡協議会、福岡県視聴覚教育協会、福岡県青少年問題協議会、福岡県父母教師会連絡協議会、福岡県都市婦人会連絡協議会、福岡県青年団協議会、福岡県子ども会連合会、福岡県貯蓄推進委員会、福岡県明るい選挙推進協議会

5. 期 日 昭和59年6月22日(金)

6. 会 場 甘木文化会館

7. 参 加 者 約 1,000名

公民館利用者、自治(町内)公民館関係者、社会教育委員、公民館運営審議会委員、地方行政関係者、公民館職員

## 8. 日 程

9:30 ~ 10:30	受付
10:30 ~ 11:10	大会式典 開会のことば 福岡県公民館連合会副会長 主催者あいさつ 福岡県公民館連合会長 福岡県教育委員会教育長 甘木市教育委員会教育長
	来賓祝辞 福岡県知事 甘木市市長
	表彰式 日程説明
11:10 ~ 12:30	記念講演 演題 「ニューメディア時代を考える」 講師 NHK福岡放送局技術現業部 部長 門 弘 氏
12:30 ~ 12:35	次期開催地（筑豊地区）代表あいさつ
12:35 ~ 13:30	昼 食
13:30 ~ 16:00	パネル討議・分科会
16:00	閉 会

## 9. パネル討議・分科会の構成

### (パネル討議)

パネル討議	討議のテーマ	討議者
1	生涯教育の視点にたったこれらの公民館経営を考える <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯教育に関係のある他の機関・施設・団体との連携・協力はどうか</li> <li>学習情報提供・相談体制を充実するにはどうか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡市教育委員会主席教育主事 木原 惇</li> <li>(元)穂波町社会教育課長 山口直助</li> <li>大刀洗町公民館運営審議会委員 平城直之</li> <li>県教育庁指導第二部 社会教育課課長補佐 原田修次</li> </ul>
2	活力ある地域社会づくりのため公民館活動を考える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の学習要求に応える公民館事業とその展開はどうか</li> <li>人々の交流を深める機会の提供と社会参加の促進を図るにはどうか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>椎田町教育委員会社会教育課長 越路信章</li> <li>八女体育協会会長 樋口正二</li> <li>大野城市社会福祉協議会常務理事 岡崎隆三</li> <li>(前)日本青年団協議会副会長 鬼木恵美子</li> </ul>
3	これからの公民館職員はどうあるべきか <ul style="list-style-type: none"> <li>公民館及び公民館職員に望まれるものは何か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大牟田市勝立地区公民館長 井上利夫</li> <li>県立社会教育総合センターセンター指導員 久家貞美</li> <li>古賀町公民館運営審議会委員長 村山 武</li> <li>筑後市中央公民館主事 伊佐アサノ</li> </ul>

### (分科会)

分科会	討議のテーマ	助言者	事例発表者
4 青少年教育	青少年健全育成を図るための公民館の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年健全育成のための地域活動と展開について</li> <li>家庭教育振興のための活動と展開について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立英彦山青年の家 研修課長 国松茂雄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浮羽町大石地区公民館長 石井 正</li> <li>北九州市八幡西区香月公民館長 吉富和男</li> </ul>
5 同和教育	同和教育推進のための公民館の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>同和教育啓発のための活動と展開について</li> <li>同和教育啓発の内容と手法について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県教育庁指導第二部 同和教育課 指導主事 百留隆男</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>桂川町教育委員会 同和教育係長 坂田 勲</li> </ul>



司 会 者	記 録 者	会 場 責 任 者
県教育庁 福岡教育事務所 主任社会教育主事  有 吉 哲 也	小郡市教育委員会 社会教育係長  出利葉 哲 也	杷木町教育委員会 社会教育課長  清 原 重 美
県教育庁 筑豊教育事務所 主任社会教育主事  丸 本 孝	久留米市中央公民館 事業係長  中 村 朝 春	宝珠山村公民館 館 長  大 蔵 美 永
県教育庁 北九州教育事務所 主任社会教育主事  重 富 大	浮羽町教育委員会 社会教育課長  宮 崎 孝 義	甘木市馬田公民館 館 長  草 場 政 美

司 会 者	記 録 者	会 場 責 任 者
県教育庁 京築教育事務所 社会教育主事  大木本 法 通	大刀洗町教育委員会 社会教育係長  平 田 時 子	田主丸町教育委員会 社会教育課長  高 山 崇 登
県教育庁 南筑後教育事務所 社会教育主事  角 睦 生	朝倉町教育委員会 社会教育係長  元 園 治 作	北野町教育委員会 社会教育係長  松 岡 茂 樹

# 会 場 一 覧

## パネル討議・分科会場

分科会	施 設 名	会 場
	甘 木 文 化 会 館	大 ホ ー ル
	甘 木 商 工 会 館	ホ ー ル
	甘 木 朝 倉 広 域 市 町 村 会 館	ホ ー ル
	甘 木 市 農 協 会 館	ホ ー ル
	甘 木 市 総 合 隣 保 館	大 会 議 室

## 全 体 会 場

甘 木 文 化 会 館	大 ホ ー ル
-------------	---------

## 昭和59年度 公民館優良役職員表彰一覧

公民館の役職員として、地域の公民館活動の振興に懸著な功績があったもの。

- ・ 公立公民館職員  
勤続 10年以上
- ・ 自治（町内）公民館長・主事  
勤続 5年以上
- ・ 公民館運営審議会委員  
勤続 5年以上



一丸 俊 憲  
福岡市博多区  
冷泉公民館長

1. 青少年の健全育成に力を入れ、関係団体との連携を図って地域ぐるみで取りくむ体制づくりに尽力した。
2. 住民の学習要求にもとづく学級講座を積極的に開設し、明るい地域づくりに貢献した。



福 嶋 謙 次  
福岡市南区  
西高宮公民館長

1. 高齢者教育の振興に大きな貢献をした。
2. 読書活動を推進し、親子文庫、老人文庫を育てた。



荒 木 房  
大牟田市  
大牟田市中央公民館  
公民館運営審議会委員

1. 唯一の婦人委員として、婦人学習活動の推進に積極的に努力した。
2. 北部地区公民館の早期建設を図っている。



北 原 ミドリ  
柳川市  
矢留公民館  
主事補

1. 婦人学級、家庭教育学級の育成、又各種行事等へ積極的に取組み公民館活動に貢献した。
2. 各種スポーツ活動を通して地区住民の体力づくりに貢献した。
3. 盆踊り、敬老会のお世話を通して地区住民のコミュニケーションを図り、青少年地域活動（ふるさと運動）に努力し伝統芸能の継承に貢献した。



長 野 泰  
甘木市  
蟻城公民館長

1. スポーツ少年団の育成に多大な功績を収めた。
2. 「磨心運動」と名づけた市民運動を提唱し人づくり、社会づくりに成果を挙げた。
3. 老朽化した公民館の移転新築に貢献した。



前 崎 千 波  
大野城市  
大野城市中央公民館  
運営審議会委員

1. 市民教育（特に婦人教育）の振興に貢献した。
2. 中央公民館の事業に積極的にかかわり、市民の文化活動に尽力した。



木 村 光 良  
筑穂町  
筑穂町公民館主事

1. 昭和30年三村が合併し筑穂町となったが、昭和49年まで旧村のままの婦人会を実質統合して組織強化と支部婦人会活動の発展を促し成果を収めた。
2. 同和教育の推進と実践に尽した。



新 開 利 一  
庄内町  
庄内町公民館主事

1. 青少年団体、特に子ども会の育成指導に努力した。
2. 社会体育の振興発展に尽力した。



林 田 九 重  
大刀洗町  
公民館運営審議会委員

1. 公民館分館活動の中核として活躍した。
2. 婦人団体の組織と育成に貢献した。



上 村 章  
上陽町  
上陽町中央公民館運営  
審議会 会長

1. 本町の社会教育全般にわたり地域社会の指導者として活躍するとともに、特に青少年の健全育成に尽力した。



坂 口 干 城  
高田町  
高田町公民館  
運営審議会委員

1. 公民館事業の企画運営に多大の貢献をした。
2. 高田町文化協会の設立に尽力した。
3. 社会福祉協議会長として、社会福祉の向上発展に努力した。



清水 改治  
北九州市門司区  
猿喰公民館長

1. 青少年の健全育成に尽した。
2. 社会教育関係団体の指導及び育成に努力した。



工藤 定雄  
北九州市若松区  
第12区公民館長

1. 地域発展のため「明るい町づくり」に尽力した。
2. 地域の青少年健全育成に努めた。
3. 老人会の世話役として活躍し、多大な貢献を収めた。



高柳 清  
久留米市  
日吉校区公民館主事補

1. 社会教育関係団体の育成に尽力し、地域の社会づくりに寄与した。
2. コミュニティスポーツを振興し、地域スポーツサークルの結成・発展に貢献した。



岩熊 正隆  
直方市  
福地校区公民館長

1. 校区公民館活動の組織化を図り、また活動を通して地域住民の福祉の増進に寄与した。
2. 体力づくりの振興、伝統行事の推進に努力した。



村上 文治  
田川市  
田川市地区公民館  
連絡協議会 副会長

1. 同和教育の推進に尽力した。
2. 市内公民館連絡協議会副会長並びに校区会長として、自治公民館活動の充実発展に努めた。



田村 猛  
筑後市  
上原々公民館 副館長

1. 町内公民館の建設に貢献した。
2. 各種公民館事業の推進に努力し、地域住民の融和をはかった。
3. 中央公民館と町内公民館の連携と協力体制の推進に尽力した。



井口 優  
大川市  
宮の前公民館長

1. 町内の連帯融和の高揚と生活環境の整備に努めた。
2. 12の公民館の連絡調整を図り、地域社会づくりと自治意識の高揚をめざした活動の推進を図った。



榊山 留勇  
春日市  
若葉台町内  
公民館長

1. 地域のリーダーとして、ユニークな学習を展開し文化、体育の活性化に貢献した。
2. ボランティア精神で、青少年非行防止に取り組み、明るいコミュニティづくりに尽力した。



山根 二郎  
太宰府市  
白川区公民館長

1. 公民館の新・改築に尽力した。
2. 区民の親睦・健康増進のため公民館活動の推進に多大な実績を収めた。



富田 守  
篠栗町  
高田分館長

1. 青少年の非行化防止と健全育成に尽力した。
2. 住民意識の高揚と地域連帯感を培うため、住民総参加を目的に各種の行事を遂行し、定着させた。
3. 分館長会会長として、分館長の統括融和をはかり会の発展に寄与した。



内尾 勝正  
水巻町  
吉田団地公民館長

1. 公民館活動の推進を目的に組織された公民館事業推進協議会の会長として、自治公民館活動の交流推進発展に尽力した。
2. 地域住民主体の公民館運営を目指し、地域で、青少年の健全育成に努力し、教育・文化活動を推進した。



安部田 順  
宮田町  
天竺下公民館長

1. 地区公民館の建設を積極的に推進し、地域の融和と連帯を図った。
2. 各種社会教育関係団体の連絡調整に尽力し社会教育の健全な発展に寄与した。



田 中 成 敏  
吉井町  
日ノ岡区自治公民館長

1. 地域の社会教育のリーダーとして、また自治公民館長として地域の文化活動に貢献した。
2. 学校と連絡密にし、非行防止に努力し、子どもの健全育成に尽力した。



池 田 正 明  
城島町  
上東公民館長

1. 子供会の健全育成に多大な尽力をした。
2. 新生活運動の事業としての冠婚葬祭の簡素化に努力した。



篠 原 喜 太 郎  
糸田町  
北区二公民館長

1. 昭和36年地区公民館の建設に尽力した。
2. 地区子ども会の育成指導に努めるとともに、各団体の自主活動の推進を図り、地区民の連帯意識の高揚に尽力した。

昭和 59 年 度 優

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物積 延面積
						m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
公 立 公 民 館	1	福岡市	はこぎき 箱崎公民館	福岡市東区箱崎 1丁目27-17	吉原 誠	1,263	525
	2		な かみ なみ 那珂南公民館	福岡市博多区寿 町3丁目3-5	岡田 順一	535	330
	3		みなみとうじん 南当仁公民館	福岡市中央区今 川2丁目8-21	松田 齊	188	226
	4		ながずみにしながずみ 長住西長住 公民館	福岡市南区西長 住2丁目4-3	岸川 甚一	850	482
	5		べ っ ぷ 別府公民館	福岡市城南区別 府1丁目15-19	古賀 一男	539	267



# 良 公 民 館 表 彰 一 覧

状 況		設 備 の 状 況	推 薦 の 理 由
構 造	建 築 年 月 日		
鉄 筋 2 階 建	S54・3・31	講堂－料理実習室 研修室 学習室 児童室 和 室	昭和36年、地域における青少年の健全育成をはかるため少年柔道教室が開催されて来たのをはじめ、その主催事業が多彩に展開されている。また、広報活動の充実に努め、公民館が住民に身近な学習、集会の場として活用されている。
鉄 筋 2 階 建	S57・9・29	講堂－調理設備 学習室 和 室	家庭教育に関する通信セミナーを実施するなど地域住民の実際生活に即した事業の展開がなされている。 人権学習を重視した公民館経営とその実績は高く評価される。
木 造 2 階 建	S44・1・8	講堂－調理設備 学習室 和 室	生涯教育の視点にたった青年家級、家庭教育学級、高齢者教室など着実に展開され、それらの中に同和教育が位置づけられている。 また、地域のサークル活動が活発に展開されている。
鉄 筋 2 階 建	S46・12・13	講堂－調理設備 学習室 和 室	公団住宅を中心とする新しいまちづくりを行うため、「親睦と融和・子ども達にふるさとづくり」を公民館事業の重点目標として、「長住まつり」を行うなど、住民の連帯感を高めている。
鉄 筋 2 階 建	S51・3・31	講堂－調理設備 学習室 和 室	公民館が各種関係団体の連絡調整の要となって青少年の健全育成のための諸事業を展開している。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物積 延面積
公立 公民館	6	福岡市	ほらにし 原西公民館	福岡市早良区原 5丁目12-16	青柳義助	660	281
	7		すせんじ 周船寺公民館	福岡市西区周船 寺360-8	久保正人	420	235
	8	甘木市	あきづき 秋月公民館	甘木市大字下松 月670番地	松木祥覚	1,734	909
	9	行橋市	なかつ 仲津公民館	行橋市大字道場 寺1439の102	木本茂基	769	377
	10	八女郡 上陽町	じょうようまち 上陽町中央 公民館	八女郡上陽町大 字北川内483の1	西村敏雄	2,202	873
	11	北九州市	かみじょうの 上城野公民館	北九州市小倉南区域 野3丁目7-40	坪根一二	505	212

状 況		設 備 の 状 況	推 薦 の 理 由
構 造	建 築 年 月 日		
木 造 平家建	S48・5・28	講堂－調理設備 学習室 和 室	住民の学習要求にもとづく学級・講座・研修会等を開設し、地域住民の連帯意識の高揚に努めている。
鉄 筋 2 階建	S59・4・1	講堂－調理設備 和 室 (2)	生活環境の変化が著しい地域にあって、新旧住民の相互融和と連帯感を図るために、広報活動による住民への情報提供に努めている。
木 造 一 部 2 階建	S41・5	講 堂 講座室 (4) 会議室 (3) 実習室 図書室	母親グループの奉仕によるこども文庫活動、町民グループの自主開設の文化講座を実施するなど、ユニークな公民館経営を行っている。「豊かな秋月町づくり」の中核として本館は大きな役割を来している。
鉄 筋 2 階建	S47・4・1	調理室 スポーツ用具 映写機	1. 公民館を拠点にした青少年を非行から守り社会環境の浄化に努め、地域ぐるみの健全育成活動の推進を図っている。 2. スポーツ活動を通じて明るく住みよい町づくり運動を展開し、多大な成果を収めている。
鉄 筋 2 階建	S47・12・30	集会室・調理室 会議室 和 室 図書室 資料室	本館と分館が一体となった公民館活動を推進し町民が温かい心のふれあいと、豊かな人間性回復と生きがいのある町づくりをめざして活動を展開している。
鉄 筋 2 階建	S44・8・24	講 堂 和 室 料理室	館の運営にあたっては運営委員会、事業実施には専門役員会を構成し、組織的な公民館活動を推進し、区内45館（自治公民館）の模範となっている。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物積
						m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
自治 (町 内) 公民館	12	北九州市	たかす 高須公民館	北九州市若松区高須南1丁目6-36	香月文敏	479	223
	13	大牟田市	いちのひかげ 櫛野日懸 公民館	大牟田市大字櫛野1060の3	猿渡俊文	386	151
	14	久留米市	ささやま 篠山校区 公民館	久留米市城南町4-7	古賀保男	128	191
	15	田川市	おおよぶ 大藪公民館	田川市大藪1の17	田中政敏	250	120
	16	八女市	きたばば 北馬場公民館	八女市大字馬場135の1	酒井廣実	475	181
	17	筑後市	ままだ 馬間田公民館	筑後市大字馬間田926-4	川口国雄	330	300

状 況		設 備 の 状 況	推 薦 の 理 由
構 造	建 築 年 月 日		
木 造 平屋建	S40・4・1	和 室 (3) 洋 室 調 理 室	新興住宅地化に伴う人口増の中で、地域連帯性の向上とふれあいの場をひろげる活動に鋭意努力し、なかでも青少年の健全育成活動は高く評価されている。本年9月高須団地内に小学校が開校予定でますます公民館の役割が期待されている。
木 造 平屋建	S32・8・1	集会所 小会議室	町内公民館結成以来、一貫して住みよい明るい地域づくりを推進している。 定期的に県道筋の空缶回収を実施し、町内環境美化に努め、また町内総ぐるみで青少年健全育成事業に取り組み、その成果は他の模範となっている。
鉄 筋 2 階 建	S45・5	大ホール 会議室 和 室 調 理 室	篠山校区創り作品展を開催し、地域文化の向上と地域づくりに努力している。 また、館報「いま公民館は」を毎月発行し、公民館活動への住民の積極的な参加を図っている。
木 造 平屋建	S56・6・1	会議室 集会室 調 理 室	スポーツ活動を中心に地域の連帯意識の高揚をはかるとともに、青少年健全育成と健康づくりを推進している。 健康づくりについては、5ヶ年間健康モデル館として活動を続けている。
木 造 平家建	S56・3・31	大広間 和 室 調 理 室	地域環境改善運動として、空缶回収、河川清掃お宮掃除等強力に進めるとともに、町民の融和を図るためのスポーツ行事・文化事業も活発に実施し、明るい住みよい町づくりを推進している。
木 造 平家建	S33・8・23	集会場 和 室 放送施設	ソフトボール大会及びのど自慢大会等地域の親睦を図る行事を実施している。 さらに、冠婚葬祭の簡素化を図る生活改善運動を推進している。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物延面積
自治 内 公 民 館	18	大川市	かみしんでん 上新田公民館	大川市大字新田 1092の2	江口正則	m <sup>2</sup> 867	m <sup>2</sup> 148
	19	筑紫野市	ろくたんちょう 六反町公民館	筑紫野市大字塔 原407の2	羽田野 喬	287	311
	20	粕屋郡 新宮町	はるかみ 原上公民館	粕屋郡新宮町大 字原上1657-5	吉田政信	794	323
	21	宗像郡 福岡町	てびか 手光公民館	宗像郡福岡町大 字手光1557-1	大庭 衛	1,043	369
	22	三潁郡 大木町	ささふち 笹渕公民館	三潁郡大木町大 字笹渕	石橋俊蔵	825	110

状 況		設 備 の 状 況	推 薦 の 理 由
構 造	建 築 年 月 日		
木 造 平屋建	S56・3・31	放送設備 調理設備	従来から公民館活動が活発な地区で、特に体育レクリエーション行事、青少年の補導懇談会、サイクリング、子ども船太鼓の育成等、健全育成に関する活動は、校区内でも際立っている。
鉄 骨 2階建	S55・4	図書室 保育室 集会室 調理室	地域住民の声を十分に組み入れた活動が展開され、住民の手で主体的な運営がなされている。特に婦人会、子ども会育成会、防犯組合等の活動ではモデル的な公民館活動として地域の先導的な役割を果たしている。
木 造 2階建	S34・3	研修室 ホール 調理室	組織的な公民館運営がなされ、住民の親睦と融和を図るための文化行事・スポーツ行事への住民参加と協力が積極的に行われ、町内でも群を抜いた活動が展開されている。
鉄 筋 2階建	S50・3・20	大広間 研修室 調理室 土俵上	健康で明るい集落づくりを目指し、特にあいさつ運動に取り組んでいる。 また、各サークル活動が積極的かつ活発に展開されている。
木 造 平家建	S47・3	集会室 和 室 料理実習室	58年度町公民館の研究委託地区に指定される等町公民館主催事業にも積極的に参加するとともに地区のモデル館として、体育・文化・サークル活動を活発に展開し、住民の連帯と融和を図っている。

— 記 念 講 演 —

「ニューメディア時代を考える」

NHK福岡放送局技術現業部 部長 門 弘 氏



パネル討議  
分科会

## 第 1 パネル討議

討議のテーマ	生涯教育の視点にたったこれからの公民館経営を考える		
	・ 生涯教育に関係のある他の機関・施設・団体との連携・協力はどうか。		
	・ 学習情報提供・相談体制を充実するにはどうか		
討議者	福岡市教育委員会主席社会教育主事	木原	惇
	元穂波町教育委員会社会教育課長	山口	直助
	大刀洗町公民館運営審議会委員	平城	直之
	県教育庁第二部社会教育課課長補佐	原田	修次
司会者	県教育庁福岡教育事務所主任社会教育主事	有吉	哲也
記録者	小郡市教育委員会社会教育係長	出利葉	哲也
会場責任者	杷木町教育委員会社会教育課長	清原	重美

---

## 第 2 パネル討議

討議のテーマ	活力ある地域社会づくりのため公民館活動を考える	
	・ 住民の学習要求に応える公民館事業とその展開はどうあればよいか	
	・ 人々の交流を深める機会の提供と社会参加は促進を図るにはどうあればよいか	
討議者	椎田町教育委員会社会教育課長	越路信章
	八女市体育協会会長	樋口正二
	大野城市福祉協議会常務理事	岡崎隆三
	前日本青年団協議会副会長	鬼木恵美子
司会者	県教育庁筑豊教育事務所主任社会教育主事	丸本孝
記録者	久留米市中央公民館事業係長	中村朝春
会場責任者	宝珠山村公民館長	大蔵美水

---

### 第3 パネル討議

討議のテーマ	これからの公民館職員はどうあるべきか ・ 公民館及び公民館職員に望まれるものは何か	
討議者	大牟田市勝立地区公民館長 県立社会教育総合センター指導員 古賀町公民館運営審議会委員長 筑後市中央公民館主事	井上利夫 久家貞美 村山武 伊佐アサノ
司会者	県教育庁北九州教育事務所主任社会教育主事	重富大
記録者	浮羽町教育委員会社会教育課長	宮崎孝義
会場責任者	甘木市馬田公民館長	草場政美

---

## 第 4 分科会

討議のテーマ	青少年健全育成を図るための公民館の役割	
	・ 青少年健全のための地域活動と展開について	
	・ 家庭教育振興のための活動と展開について	
助言者	県立英彦山青年の家研修課長	国松茂雄
司会者	県教育庁京築教育事務所社会教育主事	大木本法通
記録者	大刀洗町教育委員会社会教育係長	平田時子
会場責任者	田主丸町教育委員会社会教育課長	高山崇登

### 青少年の健全育成について

浮羽町大石地区公民館館長 石井 正

#### 浮羽町及び大石校区の概要

浮羽町は筑後川上流に位置し、大分県日田市に隣接し人口 19,000 余名、北に筑後川、南に耳納連山があり、山麓は豊かな果樹園をようし、柿、ぶどう等の特産地づくりにつとめている。

大石校区は町北部筑後川の流れて沿って展開して、「筑後川温泉」と「史跡大石井ぜき」を有し、世帯数 890 戸、人口 3,658 人と、8 分館があり住民の流動が一応落ちついた地域であります。

#### 青少年の健全育成と地域公民館活動について

浮羽町においては、町づくりは「人づくり」の観点から「自主性と社会連帯性」、「高い知性と豊かな情操」、「忍耐強い心と健康な体」を持つ人づくりを目標に青少年健全育成をめざしている。

#### 昭和59年度 浮羽町青少年育成町民会議の方針と活動

##### 1. 方針

- (1) 昨年決定した「青少年の健全育成推進方策」により、さらに実践をすすめる。
- (2) 「オアシス運動」「親子の対話運動」を重点的に、その実行を推進する。
- (3) 結成 2 年目を迎えた本年度は、町民総ぐるみの健全育成活動を促進するために区の常会、婦人支部常会での学習活動をさらに進める。
- (4) 各家庭、各区、各子供会での実行を促進する。
- (5) 中学生、高校生の社会参加をうながす。
- (6) 実行したことを交流する。

##### 2. 活動（予想されるもの）

- (1) 各区の常会、婦人常会での学習会が行われるようにする。
- (2) 7つの地区館での学習会を行う… 5月
  - 調査結果を中心に

- 実行問題の具体化
- (3) P T A と協力して実行していく。
- (4) 子どもの学習活動をくふうする。
  - 親子座談会
  - 少年弁論大会
  - 少年の体験文集
  - 少年の体験発表
- (5) 地区発表会を行う……10月
  - 少年の発表を加える（小・中・高）
- (6) 奉仕活動を推進する。
  - 春、秋の道路愛護日に行う。
  - 区で親子いっしょに空缶拾いなど行う。
  - 中・高生の参加を進める。
- (7) 青少年育成町民大会……12月
  - 少年の発表を加える。
- (8) 体験文集を作る……2月
  - 父母の体験文
  - 少年の作文
- (9) その他、次の中から何かを実行しよう。
  - ① 巡回補導に参加する。
  - ② 夏のラジオ体操参加を多くする。
    - 老人、中・高生の参加
  - ③ 歩く会、走る会をしよう。
  - ④ 学校の道徳の授業を参観して、小・中学校における道徳教育を理解する。
    - 11月20日の道徳教育発表に参加しよう。
  - ⑤ 環境を美しくしよう。
    - さくらを植えよう。
    - 家に花を多く植える運動
    - 公民館やあき地に花を植えよう。
  - ⑥ 親子でよい映画や劇をみよう。
    - 町民会議で主催する。
- ⑦ 広報紙に体験文をのせ、交流をする。
- ⑧ 親子読書をすすめよう。



町民の自発的参加による「青少年育成町民会議」を組織し、町民総ぐるみで青少年の健全育成に取り組む。

浮羽町青少年育成町民会議の運営方針

(1) 青少年に **自主性と連帯性**、**たくましさ**と**思いやり**の心を育てることを目標

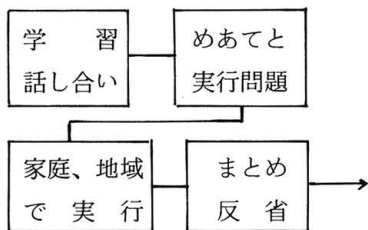
に、次の重点活動を具体化して実践する。

- ① 家庭教育の充実
  - ② 子ども会（育成会）活動の促進
  - ③ 学校の道徳教育等の深化、充実
- (2) 青少年の健全育成は、家庭、社会、学校が一体となり、町民総ぐるみの運動として取り組む。

家庭と社会における実行の推進はPTA子ども会（育成会）が中核となる。

学校における研究や実践は7校の小・中学校が協同で行う。

(3) 学習や話し合いに終ることなく、具体的な行動目標や実行することを決め、実践を重ねずる。



(4) 文部省の研究指定を受け（昭58.59.）学校における健全育成（道徳教育、生徒指導等）の充実と共に地域をあげて青少年の健全育成活動を推進する。

- 学校で「道徳の授業」を参観して、学校の道徳教育をよく理解し、家庭においても同じ方針で躰に当たる。
- 町内小中学校、PTA参加のもとに、山

春小学校で「道徳教育研究発表会」を開催する。

(5) 町民総ぐるみの活動を展開するには、

**全町の会議** と **7地区での会議**

**区の常会** で話し合いながら

**各家庭** や **地域** で実行する。

(6) 実行したことは、まとめ、発表する。

- 体験文集を作ったり、体験発表会（各地区や町で）を行う。

#### 青少年の健全育成

① 家庭教育の充実

② 「子ども会育成会」「子ども会」の活動

③ 学校の道徳教育

この3つを柱として推進する。

① 家庭教育の充実

ア. 明るい温かい家庭づくり……よい畑に  
野菜はよく育つ、家庭がよい畑  
でありたい。

- オアシスの実行につとめよう。

（オアシス運動）

- 子どもと話したり、子どもと遊ぶことに努力しよう。（親子の対話運動）

イ. 親自身が真剣に生きること。親が手本、大人の行動が青少年に強い影響を及ぼす。

ウ. 家庭教育に対する正しい考え方と実践ができるよう親の学習が大切である。

- 親が「わが家の憲法」（躰のめあて）を持つこと。

親の人生観、親の信念から生まれた躰のめあてを持つこと。

例えば ● 人は外見じゃない、中味が大事な。



- 人のいやがることを進んでせよ。
  - 人の身になって考える。
- 成人の学習で大切なこと。
- 子どもの躰で何を学びたいか、どんな仕方学習するか、目分たちで決める。
  - 経験は学習の資源である。大人はいろんな経験をもっている。それを出し合って話し合うこと。
  - 学習したことを実践すること。
- エ. 学習したら、家庭で実行することをその子、その家庭に最もふさわしく決定して実行する。
- 「オアシス運動」「親と子の対話運動」は勿論、「健康づくり」「家の仕事の分担」「テレビの見方」「はきものそろえ」「本に親しむ」「ものを大切に」など具体的な実行問題を決める。
- ② 「子ども会育成会」と「子ども会」の活動
- ア. 子ども会育成会をつくる。
- 育成会運営の心構え  
学校では教師が、家庭では親が、指導者である。社会では大人たちみんなが指導者である。大人たちの言動を聞いたり、見たりしながら、それをまねて、(学ぶ)子どもたちは大きくなる。  
だから子どもたちが、聞いたり、見たりしてはよくないと思うことを大人たちがしないことが大切である。  
子どもに声をかけよう……ほめる、叱る。
- よいことをしていたらほめることばをかけよう。してはならないことは叱って注意しよう。
- イ. 子ども会指導委員会
- 子どもを持つ親でつくる。子どもを育てる責任は親である。  
青少年指導員、ボランティア、ジュニアリーダー  
A 企画部  
B 運営部  
C 指導部  
•ゲーム係 うた係  
ダンス係など
- ウ. 子ども会活動には、次の4つの分野がある。(A・B・C・D)
- A 子ども常会……民主的な話し合いの場。
- B 行事……子どもの楽しみを考え社会性、創造性を育成する場。
- 親子遠足、キャンプなど大人の指導は大切であるが、できるだけ子ども目らが進めるように導く。  
原案は、班長会で作り、大人の指導者とよく打ち合わせておく。
- C 特別活動……子どもたちの目発性によって考え出された創作活動や奉仕活動。
- D 日常活動……遊びを中心とした、毎日の社会生活。
- エ. 子ども会の指導者を育てよう。
- ジュニアリーダー  
県主催、町子連主催のジュニアリーダー研修会に中学生の参加をすすめよう。
  - 何年か続けてお世話して下さる人をつくろう。6年生の父母が廻り順にということでは子ども会はよくならない。(30ページへつづく)

昭和59年度大石公民館活動計画案

努力目標	1. 地域コミュニティの向上 2. 青少年の健全育成	3. 環境の整備 4. 社会体育の普及	5. 成人教育の振興 6. 生活改善と健康増進	
月	行事及内容	参加者	担当者	
4	運営委員会 (年間事業計画と予算の審議) 各種団体長会 (行事の打合せ調整) 分館長会 (年間行事計画と予算)	運営委員会 団体長 分館長	館長 館長 館長	水泳教室 防犯懇談会 筏流し ミニバレーボール 子供ソフトボール大会 映画会
5	自転車の正しい乗り方教室 青壮年ソフトボール大会	学童, PTA, 交通指導員, 青少年指導員 青壮年	館長, PTA会長 館長, 体育部	
6				
7	子供会育成会長会 (夏休みの過ごし方) 子供会ソフトボール大会 各部会 筏流し	育成会長, 青少年部 小学生 各部員 小学生 一般	館長, 青少年部 館長, 体育部 館長, 各部長 館長, 体育部	
8	町内学童水泳大会 筑水学童水泳大会 盆踊大会 相撲大会(弓立神社奉納相撲)	小学生選手 小学生選手 校区内一般 小学生	公民館, 体育部, 水泳部 公民館, 体育部, 水泳部 館長, 青年団, 婦人会 館長, PTA会長	
9	和交会ゲートボール大会 育成会長会	和交会員 育成会長, 青少年部	和交会長 館長	
10	区民運動会(各区毎に実施) 町民運動会(参加)	区民 町内一般	館長, 体育部 館長, 体育部	
11				
12	育成会長会(冬休みの過ごし方)	育成会長, 青少年部	館長, 青少年部	
1	新年講演会 凧作り講習会 凧上げ大会 KBC凧上げ大会	一般成人 地区代表 小学生, 育成会員 校区代表	館長, 社会部 館長, 青少年部 館長, PTA会長 館長, 育成会長	
2	歩こう大会	校区内一般	館長, 体育部	
3	文化祭(演芸, 舞踊) 運営委員会 各種団体長会 和交会ゲートボール大会	青年団, 婦人会 運営委員 団体長 和交会員	青年団長, 婦人会長 館長 館長 和交会長	

町子連で子ども会の世話の仕方については、講習会でくわしく指導がある。

- 子ども会育成会（分館長が会長で全区区民参加）で、世話して下さる人をお願いする。

## 青少年の健全育成を図るための公民館の役割

北九州市立香月公民館長 吉 富 和 男

### 1. はじめに

地域ぐるみで青少年の非行を防止し、心身とも健やかな青少年を育てる目的で北九州市では、58年8月「豊かな心とたくましい体を育てる地域会議」の結成を全市的に進める方針を明らかにしたが、地域会議の結成のために公民館が活動、組織づくりの中心となり、59年4月現在66中学校区のうちで80%以上の結成が終っている。

香月地区では、この方針が出される前年の57年2月、「香月地区地域ぐるみで青少年を守る会」が結成された。以下、この「守る会」の発足と活動状況そして公民館が果たした役割等について述べることとする。

### 2. 「香月地区地域ぐるみで青少年を守る会」について

#### (1) 発足するまで

- ア. 56年秋から当地区の中学で生徒の非が相次いだ。同年12月の地区の社会福祉協議会の会議で緊急議題として取りあげられる。
- イ. 翌年2月、青少年非行防止準備委員会で「香月地区地域ぐるみで青少年を守る会」を発足させた。この会は、目的を「地域内外の各種団体が緊密な連携をとり、それぞれの団体がそれぞれ

の団体の特徴を生かし、地域ぐるみで青少年の健全育成を図るものとする」と定めた。

- ウ. 会の結成後、警察から「少年を非行から守るパイロット香月地区」に北九州市から「少年非行防止推進モデル地区」に指定された。

#### (2) 組織等

##### ア. 参加団体

自治区会、社会福祉協議会、婦人会、小地区公民館連絡協議会、各小中学校PTA、民生委員会等29団体

##### イ. 組織

役員、事務局

育成部会、広報部会、補導部会

#### (3) 活動の経過

- ア. 57年2月、パレード、研究集会を実施。研究集会までの1ヶ月半の間に地域住民の意識を高揚するために9,000世帯全戸に広報紙を4回発行。
- イ. 57年3月の卒業期にあたり、卒業を祝うポスターを地域内各所に掲示するとともに卒業生の父母にちらしを配布する。これは、毎年続けられている。
- ウ. 非行のたまり場、交通事故、水の事故のおそれのある箇所を記した図面の作成。

エ. 「青少年問題を考える集い」を地域内の類似公民館16館で実施。この会には、小中学校の先生、警察からも出席する。

オ. 悪書を回収する「白いポスト」を地域内4ヶ所に設置。

カ. 月例補導、夏休みの夜間補導、卒業期の補導を実施。

キ. 北九州市市民憲章の実践と青少年の健全育成を目的とした「あいさつ運動」の展開。「あいさつをかわしふれあいの輪をひろげよう」と書いた看板を、29ヶ所に設置し、登校時に父母がこの位置に立って子どもたちと挨拶をかわしている。

ク. 自転車盗難防止用の記名シールを盗難防止、交通事故防止、非行防止の目的で、学校、街頭で5,000枚貼附。

ケ. ニュースカー（2台）による広報活動

コ. 藤で有名な吉祥寺のまつりの特別補導には、例年延700人から800人が参加。

サ. 非行防止標語の募集

シ. ちらし等による広報活動

ス. 親と子のふれあいコンサート

セ. 非行防止大会

ソ. シンナー取扱業者との懇談会

タ. 空かん空びん回収作戦を地域の環境浄化と子どもたちに労働の喜びを知ってもらおうということで実施。2トン車15台の空かん空びんを回収。

チ. 地域内全戸9,000世帯に「あかるい家庭はわが家から」、全商店に「非行化防止推進協力店」の健全育成ステッカーを貼附。

#### (4) 成 果

この種の運動の成果は目に見えてあらわれるものではない。しかし、成果の一部を垣間見ることができると思われる八幡署の数字を紹介する。

#### ア. 刑法犯少年数

##### 八幡署管内

56年 767人

57年 704人

58年 698人

##### 香月派出所管内居住者

56年 98人

57年 45人

58年 56人

#### イ. 不良行為少年

##### 八幡署管内数

56年 2,253件

57年 2,007件

58年 1,906件

##### 香月派出所管内

56年 415件

57年 127件

58年 177件

以前、事件のあった中学も市内では非行の少ない学校のトップクラスに入るようになった。

### 3. 地域会議づくり

北九州市では、地域会議の結成に力を注いでいるが、香月地区の「守る会」はさきに述べたように青少年の健全育成活動の強力な推進力となっている。その地域会議の結成までと留意点を述べる。

#### (1) 土壌づくり（意識を高めるために）

ア. あらゆる公的、私的会合の中で、各種団体の長や構成員に対して地域がかかえる諸問題について公民館側からの意見や問題提起を行い、地域リーダー

や地域の人々の青少年問題に対する意識を高める。

- イ. 公民館講座、家庭教育学級、小地区公民館長会議などで、青少年問題を取りあげる。
- ウ. 他地区の取り組み状況を収集し、各集団体の長等に情報を提供する。

## (2) 設立の契機

- ア. 一つの団体が発起人となる場合。
- イ. 各種団体が連名で発起人となる場合。
- ウ. 各種団体の代表者が発起人となる場合。

## (3) 地域会議づくりの留意点

- ア. 既存の団体の活動の支障にならないように。所謂、「屋上屋」づくりにならないように配慮する。
- イ. 既存の団体の活動を助成し、他の関係団体との連携を深め、その団体の活動がより効果的になるようにする。
- ウ. 地域内での組織の一体化を考える。名目だけの団体であっても外部との関係でその団体が必要な場合は、内部では組織の一部として活動し、外部では独立した団体としてその役割を果たす。

## 4. 地域会議と公民館のかかわり

### (1) 地域会議の目立のために

- ア. 準備段階では、企画面、事務面で全面的な援助を行うが、地域会議ができあがると同時に公民館が手を離し、指導、助言や陰からの援助に切り替える。
- イ. 公民館が前面に出ると地域住民は公民館を頼ってしまうので、公民館は側面から地域会議が独立する援助を行う。
- ウ. 公民館が地域会議の役員の一員になっていることが見受けられるが、これも地域住民の自主性を損う。

## (2) 公民館の役割

### ア. 各種団体、機関の連絡調整

「各種団体、機関等の連絡調整を図ること」。これは社会教育法第22条第6号の文句であるが、これはそのまま公民館の果たす役割である。

### イ. 地域会議に対する指導、助言

### ウ. 人材の発掘、養成

地域会議の中に優秀な人材を育てることは公民館の重要な役割である。それには、あらゆる方法（学級、講座、諸団体の活動等）で発掘、養成を試みるべきである。

### エ. 地域会議の学習活動の推進

地域会議がよりよい活動をするためには、地域会議の質の向上を援助することも公民館が果たすべき役割の一つである。

### オ. 広報活動の充実

地域がかかえる青少年問題等の課題を関係団体や地域住民に適切に提供していくことも必要である。

## 5. 終わりに

青少年の健全育成を図るために果たす公民館の活動について、住民は常に熱い視線を注いでいる。

北九州市の地域会議づくりは、快適な潤いのある新しい街づくりを目ざすものであり、今日の社会において緊急の課題となっている青少年問題には早急に取り組みねばならない。

香月地区では、ふるくから住んでいる住民と新しく香月の住民となったものの調和が地域会議を育てる大きな要となる。

本公民館も地域会議（「守る会」）の育成を事業の柱として、香月地区の自治会や



いけないよと 勇気をだして 声かけよう(伊藤政治)

悪の道 走るなよぶな 引きずりこむな(佐伯三津江)

### 青少年を守る会 だより

少年非行防止推進モデル地区 (北九州市教育委員会指定)

### 香月地区社協だより

## あきかん・あきビン回収作戦 大成功



11月13日、地域環境浄化活動の一つとしてクリン作戦が実施されました。回収されたあきかん類は、2トントラック15台分。この日は、全町あげて協力していたあき、地域のふれあい、親子のふれあいができました。これを機会に、今後も青少年健全育成活動の一環として、年中行事に定着させていきたいと思っております。

### 青少年非行防止 ステッカー運動

非行防止は、学校・家庭・地域からという合言葉で、あらゆる活動を続けていますが、今回は次のような二種類のステッカーを作成しました。  
○明るいまちづくりは、わが家から  
○非行化防止推進協力店  
前者は香月の全家庭の玄関に、後者は商店の店先に貼付をお願いしようとするものです。  
香月地区から非行を根絶するため、みなさんのご協力を切にお願いいたします。

御寄附ありがとうございます  
香月地区の社会福祉のためにと御遺族の方から多額の香典返しを附をいただいております。今回掲載分は、五十八年八月二十四日から五十九年三月十九日までです。ご芳志どうもありがとうございます。厚くお礼申し上げます。香月地区の社会福祉活動のため、最もお役に立ちますよう活用し、ご芳志に副いきたいと思います。

- ▽岡口 勇(大字香月)
- ▽古川 義光(大字香月)
- ▽田原ミサオ(大字香月)
- ▽敷田 友喜(大字香月)
- ▽香田 昭一(大字楠橋)
- ▽大谷ヨシシ(大字香月)
- ▽山崎 ヤス(大字香月)
- ▽阿部ソノエ(大字香月)

### 一人暮らし年長者地域交歓のつどい

昨年11月12日、地域の一人暮らし年長者の方々約二百人を香月公民館にご招待。婦人会の手づくりの馳走を食べながら地元のご婦人たちの舞踊やゲームを楽しみました。最後は、吉祥太鼓が打ちならされ、日頃淋しい一人暮らし年長者の方々には、楽しい一日を過ごされました。お土産に、香月社協特製の「長寿湯吞」が手渡され、年長者は寿命が何年も延びたと喜んで帰られました。この催しに協力いただきました民生委員、婦人会、民舞、民謡、吉祥太鼓の方々には紙面を借りて厚くお礼申し上げます。

### 青少年非行を考える

## 親の権威

香月中学校長 城戸崎三郎

「この頃の子どもは、親の言うことをきかなくて……」と嘆く親が少なくありません。戦後は、親が権威をなくしたと言われがらですが、本当でしょうか。権威とは、権力ではありません。親の学歴がどうであれ、社会的地位がどうであれ、そのようなことは関係なく、親の長い間の経験、ある時は貧乏とたたかいつながら、苦難を克服して、日々意欲をもやして生きてきた体験の中から自然に備わるものなのです。

親の日常の生き方によって、子どもは、親の権威を認めるようになるのです。  
①心の温かい父親  
②尊敬できる父親  
③頼りになる父親  
④理解のある父親  
⑤話しやすい父親

ではないでしょうか。小学校五年生に、「連想ゲーム」をやせたというつら「お父さん」という答えが、「厳しいカミナリ親父」という意味ではなく、「いつも家でゴロゴロしているから」だという意味であった。父親の弱さ、弱さ、弱さは消えてしまっています。では、子どもが求めている父親像は、何なのでしょう。

よそごとでない身近にもその危険性が……? みだしの事件は、ごく最近新聞で報道されました。続いて、両親に火災ビンを投げつける事件等、シンナーに関する事件が続発しています。

香月地区は、県下でも有数のシンナー遊びがはびこっている地域です。最近では、屋外から屋内へと移って早期発見指導が困難になっています。隣近所の「眼」が要求される時です。見たら、聞いたら警察へ通報しましょう。全住民の「眼」が光った時、香月は、きっと明るいまちへと変容するでしょう。

信 頼 (倉成磯志) 癌、それは早期発見のほかに治療の道はないと言われ、現代の青少年非行もそれと同じ事か言えると思う。高度経済の成長と共に入人間として大切な物が忘れられて行くような気がする。家庭環境の破壊と共に、そしてあまりにも自由に目につく非行への道しるべ、自動販売機、シンナー遊び、親と子の信頼関係、これらの多くが若い大切な命を触れ込んで行くような気がする。親が、地域が責任を持って早期発見に努力して行きたい。

### 非行化は 自分の心のすきまから(森 和則)

子供達を取りまく社会環境は、

「ちよつとだけ」そんな気持が非行をよぶ(菅野富美代)

### 街の声

#### 青少年問題を考える

(投稿歓迎) あまりにも画一的な価値観で子供達を一方的に評価してしまふ事が多い。子供達にしてみれば自分という人間の存在を知ってほしい、理解してほしいと願う気持ちが多分にある。そこで非行の原因の最も大きなものは本人とそれを取りまく周囲のコミュニケーション不足にあると思われている。親と子の対話が不足しているその不足している対話やコミュニケーションは何からはいまいるのか、挨拶をするという単純な行為から入っていくのではないのでしょうか。香月地区において地域ぐるみで非行防止に取り組む、朝のふれあい運動の中で「おはよう」の呼びかけを行っている。そして必ず挨拶をすれば挨拶でこたえる。挨拶

嫌なくしての対話はない。対話の中から自己実現の欲求が満たされてくる。欲求が満たされないその結果が非行につながるのだと思う。子供達にひとつののではなく地域住民が一九となつて子供達と共に明るい挨拶をすることが少しでも対話やコミュニケーションの糸口となる様願っている。



「おはようございます」この挨拶が良い子のもと(浦辺光徳)

## 第5分科会

(同和 教育)

討議のテーマ	同和教育推進のための公民館の役割	
	・ 同和教育啓発のための活動と展開について	
	・ 同和教育啓発の内容と手法について	
助言者	県教育庁指導第二部同和教育課指導主事	百留隆男
司会者	県教育庁南筑後教育事務所社会教育主事	角睦生
記録者	朝倉町教育委員会社会教育係長	元園治作
会場責任者	北野町教育委員会社会教育係長	松岡茂樹

### 桂川町における部落問題懇談会の取り組みについて

桂川町教育委員会同和教育係長 坂田 勲

1. 部落問題懇談会実施経過 (資料1)
2. 社会同和教育の概要 (資料2)
3. 同和行政推進組織 (資料3)  
同和对策推進協議会
  - 学校同和教育推進委員会
  - 社会 ”
  - 同和行政推進委員会
  - 解放運動 ”
4. 実態調査 (資料4)  
有権者対象  
地域別, 年令別
  - 同和地区
  - 農村地区
  - 新興住宅地区
  - 旧産炭地区
  - その他一般地区
5. 実施 (資料5)  
社会同和教育推進委員会  
事前研修  
隣組単位
6. まとめ  
各推進委員会で検討  
部落問題懇談会推進委員会



	1回(46年)	2回(47年)	3回(48年)	4回(49年)	5回(50年)	6回(51年)
テ - マ	「部落の歴史」	「教科書問題をみんなのものに」	「部落問題をみんなのものに」	「部落問題がなぜみんなの課題か」	「部落問題がなぜみんなの課題か」	「特別措置法をもう一度考えてみよう」
実施単位	行政区単位 (同和地区を除く)	行政区単位 (同和地区を除く)	行政区単位 (同和地区を除く)	隣組単位 (同和地区を除く)	隣組単位 (同和地区を除く)	行政区単位 階層別(老人 婦人, 青年, 世帯主)
対象(区)組数				187	186	婦人, 老人戸主 25 25 25
対象戸数			2,958	2,449	2,626	3,870
実施組数				104	117	16 22 23
参加者数 男女別 計			男 197 女 209 406	男 635 女 830 1,465	男 593 女 737 1,330	婦人 319 老人 282 戸主 298 899
実施方法 講師助言者等	講師 町三役 教育長 教育委員長 学校長・教頭 担当者	講師 町三役・課長 教育委員 社会教育委員 学同研 PTA 司会	講師 町同研委員 町同盟幹部 助言者 教育委員 社会教育委員 町三役・課長	講師 社会同和推進 委員 学校 “ 行政 解放同盟 司会者	講師 社会同和推進 委員 学校 “ 行政 解放同盟 司会者	講師 社会同和推進 委員 学校 “ 行政 解放同盟 司会者
参 考		行政・社会教育 学校教育の立場 から15分間 説明	映画使用 (偏見)	映画使用 (差別と人権 の歴史)	映画使用 (水平社宣言)	映画使用 (夜明けをめ ざして) (鶴つ嘴の青春)

# 談会実施経過表

7回(52年)	8回(53年)	9回(54年)	10回(55年)	11回(56年)	12回(57年)	13回(58年)
「差別意識のミゾを埋めよう」	「同和問題と私達のかかわり」	「同和問題をもう一度基本に戻って考えよう」	「同和問題と私達とのかかわり」	「同和問題と私達とのかかわり」	「同和問題と私達とのかかわり」	「同和問題と私達とのかかわり」
隣組単位	隣組単位	隣組単位	隣組単位	隣組単位	隣組単位	行政区単位
232	235	235	239	251	259	32
3,894	3,941	4,035	4,140	3,940	3,946	4,380
215	234	235	235	238	117	31
	男 1,009 女 1,323	男 984 女 1,336	男 958 女 1,395	男 1,017 女 1,407	男 734 女 1,025	男285 女364
2,393	2,332	2,320	2,361	2,424	1,759	649
講師 社会同和推進委員 学校 “ 行政 解放同盟 司会者	講師 社会同和推進委員 学校 “ 行政 解放同盟 司会者	講師 社会同和推進委員 学校 “ 行政 解放同盟 司会者	期日 S 55. 8. 25 ～ 9. 30 時間 午後8時～ 午後10時まで 班編成 25班 1班5人 講師 社会同和教育推進委員 学校 “ 同和行政推進委員 解放運動推進委員 司会者	期日 S 56. 8. 26 ～ 9. 30 時間 午後8時～ 午後10時まで 班編成 20班 1班3人 講師 社会同和教育推進委員 学校 “ 同和行政推進委員 解放運動推進委員 司会者	期日 S 57. 8. 25 ～ 10. 1 時間 午後8時～ 午後10時まで 班編成 20班 1班4人 講師 社会同和教育推進委員 学校 “ 同和行政推進委員 解放運動推進委員 司会者	期日 S 58. 9. 19 ～ 9. 30 時間 午後8時～ 午後10時まで 班編成 1班5人 講師 社会同和教育推進委員 学校 “ 同和行政推進委員 解放運動推進委員 司会者
各講師より約10分間問題提起	各講師より約10分間問題提起	班長問題提起約20分	懇談会の進め方  各班の班長より問題提起をする	懇談会の進め方  各班の班長より問題提起をする	懇談会の進め方  映画上映 地域改善対策 特別措置法の説明	懇談会の進め方  映画上映 それをもとにして懇談

## 昭和 58 年度桂川町社会同和教育推進計画

### 1 基 調

昨年 4 月に新たに地域改善対策特別措置法が施行され 1 年が過ぎた現在、ますます同和教育の充実が求められております。

本町でも、過去同和教育基本方針の通り同和教育を推進して来たところでありますが、一昨年 12 月 10 日同和対策協議会答申を基にして成立した地域改善対策特別措置法の主旨に基づいて、人権尊重の思想を基本にした同和教育を創造し、差別の実態差別の本質を明らかにし「差別をしない差別を許さない差別をはね返す」人づくりを進める一方、同和教育にたずさわる指導者の育成に努め、明るい住みよい町づくりのために社会同和教育の推進を図るものであります。

### 2 基本方針

憲法、教育基本法の精神にのっとり合理性・科学性・平和性をもつ民主的人間による民主社会の形成をめざし、この理想実現の努力の過程が部落解放の道そのものでなくてはならないと思います。この意味から社会同和教育は、人間尊重に徹し、部落差別に対する科学的認識に立って、真に差別を許さない人間づくりに努め、部落の完全解放をめざすものであります。

### 3 目 標

本年度は、地域改善対策特別措置法の主旨を理解して、各行政機関と密接な連絡をとり、地域住民が納得しうる同和教育資料の整備、また、差別事件等に対する啓もう・啓発を行うとともに、行政職員、各関係機

関、各種団体、企業等の研修会を実施し、同和問題を自からの課題となしうる人づくりをめざし、広く住民一般のコンセンサスを積極的に得る努力をする必要がある。

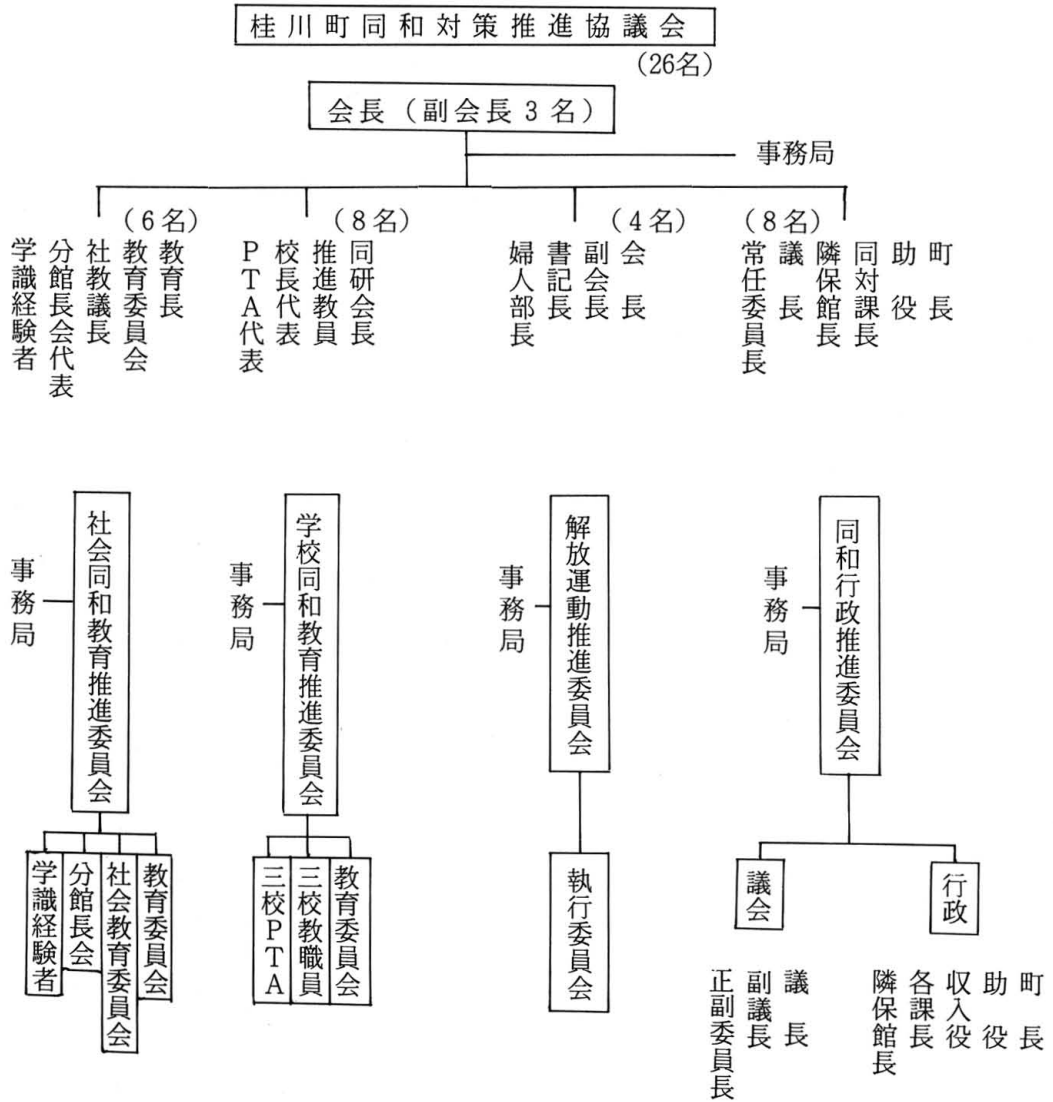
### 4 具体的な取り組み

- (1) 指導者の養生
  - イ 社会同和教育推進委員研修
  - ロ 社会同和教育推進員研修
  - ハ 企業内同和问题研修推進員研修
  - ニ その他
- (2) 行政職員、各関係機関職員に対する研修会
- (3) 地区外住民に対する教育
  - イ 第 13 回地区別部落問題懇談会
  - ロ 企業内同和问题研修会
  - ハ 市民講座
  - ニ 各種団体
- (4) 地区住民に対する教育
  - イ 解放学級
  - ロ 小・中学生合宿研修会
  - ハ 第 13 回地区別部落問題懇談会
- (5) 広報活動
  - イ 「けいかん」の発刊
  - ロ 「町報けいせん」を通じて啓発
  - ハ 啓もう・啓発冊子の発行
  - ニ その他、適時チラシ配布

## 昭和58年度同和教育事業計画表

月	行 事	内 容	時 間	場 所
5	企業内同和問題研修会	企業と同和問題について		各 企 業
	行政職員研修会	行政と人権について	PM 1:00~4:30	公 民 館
6	解放学級開催	学習月 2回 12地区	PM 8:00~10:00	名 集 会 所
	老人クラブ研修会	映 画	PM 1:00~2:00	公 民 館
	行政職員研修会	行政と人権について	PM 1:00~4:00	
	企業内同和問題研修会	企業と同和問題について		各 企 業
7	市 民 講 座		AM 9:00~12:00	福祉センター
	指導者研修会	社会同和教育推進委員会	PM 1:00~4:00	公 民 館
	行政職員研修会	行政と人権について	"	"
	「けいかん」発刊			
	小学6年生合宿研修会	解放を担う子どもの育成	1泊2日	玄海少年 自然の家
8	指 導 者 研 修 会	社会同和教育推進委員会	PM 1:00~4:00	公 民 館
	婦人部婦人会交流会	差別の認識について	"	隣 保 館
	中学1年~3年合宿研修会	解放を担う子どもの育成	2泊3日	英彦山青年の 家
	解放学級反省会	学級の運営につい	PM 8:00~10:00	隣 保 館
	青年団同和研修会	結婚と差別について	PM 8:00~10:00	公 民 館
	行政職員研修会	行政と人権について	PM 1:00~4:00	"
9	地区別 部落問題懇談会		PM 8:00~10:00	各 地 区 公民分館

月	行 事	内 容	時 間	場 所
9	啓発冊子の発行	新しき明日をつくる		
10	老人クラブ研修会	私の歩んだ道	P M 1:00~2:00	公 民 館
	指導者研修会	社会同和教育推進委員会	1:00~4:00	〃
	「けいかん」発行			
	企業内同和問題研修会	企業と同和問題について		各 企 業
11	解放学級発表会	生花・料理	P M 1:00~3:00	隣 保 館
	企業内同和問題研修会	企業と同和問題について		各 企 業
	青年団同和問題研修会	就職差別について	P M 8:00~10:00	公 民 館
12	中学3年生合宿研修会	解放を担う子どもの育成		隣 保 館
	指導者研修会	企業内同和問題推進員	P M 1:00~4:00	公 民 館
1	議会議員同和研修会		P M 1:00~3:00	〃
	三校PTA同和研修会	地域での同和教育について	P M 1:00~4:00	隣 保 館
2	老人クラブ同和研修会	映 画	1:00~2:00	公 民 館
	「けいかん」発行			
	指導者研修会	社会同和教育推進委員会	P M 1:00~4:00	公 民 館
3	指導者研修会	社会同和教育推進委員会	P M 1:00~4:00	〃
	〃	企業内同和問題推進員	P M 1:00~4:00	〃
	解放学級経験交流会	学級の交流について	P M 7:00~10:00	隣 保 館
	啓発冊子の発行	新しき明日をつくる		



資料 4

同和問題意識調査集計表

(%)

		新興住宅	その他・一般	旧産炭地	同和地区	農村地区	総合
問2 あなたは同和地区・被差別部落・未解放部落があることを知っていますか。	(1) 知っている	95.18	95.04	92.66	97.87	97.60	96.02
	(2) 知らない	3.72	3.68	5.73	1.26	1.80	3.58
	(3) 無回答	1.10	1.28	1.61	0.87	0.60	1.20
問3 あなたは同和地区のあることをいつ頃どうして知りましたか。	(1) 10才～15才	47.59	57.87	49.50	58.13	62.98	55.61
	(2) 15才～22才	22.08	21.39	19.42	22.87	22.58	21.36
	(3) 22才以上	30.33	20.74	31.08	19.00	14.44	23.03
	(1) 家族	34.52	37.63	33.78	49.22	43.75	38.88
	(2) 同和教育	13.84	11.82	13.19	9.09	9.01	11.56
	(3) その他	51.64	50.55	53.03	41.84	47.23	49.89
問4 あなたは部落のおこりについて、はじめどのように知りましたか。(部落起源説)	(1) 朝鮮人の子孫	11.51	12.96	11.10	4.55	16.23	11.53
	(2) 職業がいやしい	12.13	14.89	12.64	11.73	15.14	13.67
	(3) 政治起源説	35.15	32.45	27.43	52.23	28.85	34.04
	(4) 動物を殺生するから	8.40	6.04	9.50	4.75	8.05	7.16
	(5) その他	12.13	13.85	11.83	8.43	12.74	12.29
	(6) 無回答	20.68	19.71	27.50	18.31	18.99	21.31
問7 あなたは部落差別が今も残っていると思いますか。	(1) 残っていると思う。	70.76	71.46	65.47	89.44	74.52	73.02
	(2) 残っていないと思う。	21.46	20.67	25.09	5.13	19.23	19.29
	(3) 無回答	7.78	7.93	9.44	5.43	6.25	7.69
問8 どんな差別があると思いますか。(部落差別)残っていると思うものに○をつけて下さい。	(1) 結婚差別	77.36	81.55	80.60	85.80	82.10	80.95
	(2) 就職するときの差別	29.67	33.16	22.69	59.04	23.10	31.72
	(3) 日常交際のときの差別	12.53	14.59	10.64	27.41	8.87	14.15
	(4) 口に出さない心の差別	57.58	73.02	55.08	73.13	53.55	60.18
	(5) その他の事で	3.74	2.45	1.88	3.25	1.94	2.37
	(6) 無回答	7.25	17.65	10.21	51.36	5.32	10.20
問9 あなたは部落差別をなくすことについてどう思いますか。	(1) 正しいと思う	60.34	65.83	60.24	80.72	66.94	66.37
	(2) まちがっていると思う	6.07	3.94	5.30	3.29	5.29	4.44
	(3) わからない	25.66	23.27	26.63	10.37	21.88	22.19
	(4) 無回答	7.93	7.16	7.83	5.62	5.89	7.00

			新興住宅	その他・一般	旧産炭地	同和地区	農村地区	総合	
問10 あなたは同和対策審議会 答申や同和対策事業特別 措置法の制定の経過や中 味を知っていますか。	(1) 知っている		12.44	17.49	12.89	32.26	18.63	18.28	
	(2) 少し知っている		36.86	36.98	33.54	38.08	37.14	38.88	
	(3) 知らない		44.01	39.27	46.11	24.13	37.74	36.35	
	(4) 無回答		6.69	6.26	7.46	5.53	6.49	6.49	
問11 桂川町でも同和対策事業 特別措置法によって、国 県から補助をうけ同和对 策事業が行なわれていま すが、そのことを知って いますか。	(1) 知っている		70.92	77.36	71.33	86.14	80.29	77.01	
	(2) 知らない		25.51	18.27	24.11	9.98	15.50	18.74	
	(3) 無回答		2.57	4.37	4.56	3.88	4.21	4.25	
問12 あなたは同和対策事業が 行なわれることについて どう思いますか。主なも のに○をつけて下さい。	(1) 同和地区だけよ くなって不公平だ		46.97	36.95	44.08	10.95	44.95	36.64	
	(2) 部落差別をなくす ための当然の措置		12.29	15.67	11.41	46.61	14.06	18.77	
	(3) 同和対策事業は町 全体の利益になる		13.06	21.45	17.69	34.79	20.55	21.67	
	(4) わからない		16.65	17.24	17.45	10.08	12.86	15.69	
	(5) その他		15.86	14.31	17.57	13.08	14.18	15.02	
問13 あなたは部落問題が学校 で教えられていることを 知っていますか。	(1) 知っている		71.38	70.72	62.15	77.42	75.84	70.39	
	(2) 知らない		14.31	15.81	18.56	9.30	12.26	14.92	
	(3) 無回答		14.31	13.47	19.29	13.28	11.90	14.69	
	(1)に○をつけた方はどう 思われますか	(1) 大いに同和教育を すすめるべきだ		12.42	17.16	11.90	41.55	18.38	19.78
	(2) やり方を考えてす すめて欲しい		42.26	43.81	43.06	40.80	44.85	43.15	
(3) そんなことをする 必要はない		31.81	22.32	25.69	9.39	21.71	21.71		
(4) わからない		9.15	9.23	10.32	4.63	7.29	8.45		
(5) 無回答		4.36	7.48	9.03	3.63	7.77	6.91		
問14 あなたは教科書の中にあ る部落問題に関する記載 の部分を見たことがあり ますか。	(1) ある		26.75	29.41	19.73	33.53	30.65	27.66	
	(2) ない		58.79	57.55	63.69	53.00	56.25	58.27	
	(3) 無回答		14.46	13.04	16.58	13.47	13.10	14.07	
問15 あなたは家庭で同和教育 (部落問題)について話	(1) ある		11.51	13.71	25.52	27.52	14.18	14.96	
	(2) ときどきある		29.24	34.13	48.89	38.86	34.98	32.47	



		新興住宅	その他・一般	旧産炭地	同和地区	農村地区	総合
	し合うことがありますか。(3) ない	47.43	41.23	14.68	22.56	39.66	40.63
	(4) 無回答	11.82	10.93	10.91	11.06	11.18	11.94
問16	あなたは町公報の同和教育の記事「けいかん」を読んだ事がありますか。(1) ある	42.92	50.52	43.34	52.23	49.52	48.27
	(2) ときどきある	27.53	23.59	25.03	23.64	24.04	24.36
	(3) ない	23.80	19.67	24.05	15.89	19.47	20.49
	(4) 無回答	5.75	6.22	7.58	8.24	6.97	6.88
問17	あなたは町が行う部落問題懇談会に何回参加されましたか。(1) 一回	9.95	11.46	9.99	7.27	9.01	10.06
	(2) 二回	15.40	14.35	13.50	11.44	11.54	13.43
	(3) 三回	13.06	14.17	14.80	15.70	15.02	14.55
	(4) 四回	7.15	6.31	7.34	6.59	7.93	6.87
	(5) 五回	11.20	15.07	14.12	21.71	15.51	15.52
	(6) 無参加	37.02	32.06	31.56	27.70	31.61	31.70
	(7) 無回答	6.22	6.58	8.69	9.59	9.38	7.82
問18	あなたは町が行う同和教育(懇談会, 市民講座, 各種研修会等)について(1) 大いに同和教育を進めるべきだ	8.71	13.89	8.32	37.40	12.38	15.43
	(2) やり方を考えてすすめてほしい	33.44	35.77	33.85	32.95	36.30	34.75
	(3) そんなことをする必要はない	29.86	22.81	23.92	7.56	24.16	21.62
	(4) わからない	20.68	20.39	24.23	12.98	18.39	19.97
	(5) 無回答	7.31	7.14	9.68	9.11	8.77	8.23
問19	あなたは町が行う同和教育への参加についてどの(1) すすんで参加するように考えられますか。(2) すすめられて参加する	11.04	16.71	11.90	37.98	16.83	18.24
	(3) 参加したくない	26.90	20.31	19.85	11.53	18.27	19.26
	(4) 全然関心がない	30.17	27.85	33.11	14.54	25.12	26.98
	(5) 無回答	12.29	12.39	14.12	14.04	15.14	13.37
問20	あなたは同和問題を推進(1) 知っている	36.39	47.95	38.84	50.29	50.36	45.38
	(2) 聞いたことはある	29.39	24.53	25.71	24.23	23.32	25.06
	(3) 知らない	27.06	21.31	22.17	16.76	19.23	22.29
	(4) 無回答	7.06	6.21	8.26	8.72	7.09	7.27

## 第 11 回 隣組単位部落問題懇談会要項

1. 主 題 「同和問題と私達とのかかわり」
- 内 容 同和問題意識調査のまとめ  
(分析)  
被差別部落を正しく教えるために  
1) 小学校6年生の取り組み  
2) 中学2, 3年生の起す学習の取り組み
2. 主 旨 部落の歴史と差別のしくみを正しく知る中で、差別の不合理や矛盾を考え、すべての町民が同和問題の解決を自らの課題として正しく認識し、社会の中に現存している誤った同和問題の意識を払しょくする行動を起
- すことによって、差別のない、明るい住みよい町づくりを目的として実施する。
3. 期 間 昭和56年9月7日  
～9月17日
4. 開催時間 原則として、午後8時～午後10時まで
5. 研修方法 各隣組単位で実施
6. 会 場 各隣組が定める場所
7. 対 象 隣組員全員
8. 同和教育推進員
- |      |      |      |
|------|------|------|
| 岩見智波 | 山崎房吉 | 森口 満 |
|------|------|------|

## 会 場

土師五分館

組	月 日	曜日	組 長 名	連 絡 先	開催場所
1	9月7日	月	中 島 勝 彦	5-2694	自 宅
2	9月9日	水	石 丸 忠	5-2129	自 宅
3	9月11日	金	藤 川 文 明	5-2730	自 宅
4	9月15日	火	木 本 繁 喜	5-1804	自 宅
5	9月17日	木	松 本 吉 広	5-1387	自 宅



# 参 考 資 料

- (1) 県内公立公民館の概要
- (2) 福岡県社会教育委員の会議の建議  
「豊かな心を育て、活力ある地域社会をつくる」  
社会教育の振興方策について

# 県内公立公民館の概要

(県内公立公民館調査による)  
(昭和59年5月1日現在)

## 1. 政令市・市・町村別公民館数 (総数 385館)

両政令市 187館(49%)	その他の市 79館(20%)	町 村 119館(31%)
-------------------	-------------------	------------------

市町村 \ 館種	中央館	地区館	分館	総計
北九州市	7	61	—	68
福岡市	5	114	—	119
その他の市	17	59	3	79
町 村	74	41	4	119
総 計	103	275	7	385

## 2. 政令市・市・町村別公民館職員数 (総数 1,337人)

両政令市 697人 (52%)	その他の市 240人(17%)	町 村 400人 (31%)
専任(99%)	専任(91%)	専任(41%) 兼任(59%)

→兼任(15%) ( ) 内の数は兼任……外数

市町村 \ 館種	中央館	地区館	分館	総計
北九州市	69 人	221 ( 2 ) 人	— 人	290 ( 2 ) 人
福岡市	68 ( 7 )	330	—	398 ( 7 )
その他の市	87 (14)	126 ( 7 )	6	219 (21)
町 村	105 (216)	60 (17)	0 ( 2 )	165 (235)
総 計	329 (237)	737 (26)	6 ( 2 )	1,072 (265)

### 3 県内公立公民館一覧

北九州市

名称の( )は分館

職員数の( )は兼任……外教

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	門司中央公民館	〒801 門司区栄町3-7	(093) 332-0888	S56・4・2	2200㎡	10人
	小倉北中央公民館	〒803 小倉北区大門1-6-43	571-2712	S54・11・1	1970	10
	小倉南中央公民館	〒802 小倉南区若園5-1-5	941-4220	S51・4・29	1735	10
	若松中央公民館	〒808 若松区浜町1-1-2	751-8683	S43・6・1	40(事務室のみ)	10
	八幡東中央公民館	〒805 八幡東区尾倉2-6-3	671-6561	S26・10・15	2169	9
	八幡西中央公民館	〒806 八幡西区相生町19-1	641-7700	S51・5・2	2035	10
	戸畑中央公民館	〒804 戸畑区浅生2-13-7	882-4281	S49・11・11	843	10
1	老松公民館	〒801 門司区老松町3-1	(093) 332-0889	S56・4・23	671	3
2	松ヶ江公民館	〒801-01 門司区恒見21-1	481-0290	S41・4・23	689	3
3	大里東部公民館	〒800 門司区下二十町1-12	371-4419	S48・5・13	692	3
4	大里中部公民館	〒800 // 高田1丁目20-1	381-2328	S48・5・12	703	4
5	大里西部公民館	〒800 // 稻積1丁目3-1	381-4927	S44・4・1	670	3
6	足立公民館	〒802 小倉北区熊本1丁目12-1	531-3873	S58・4・22	702	4
7	日明公民館	〒803 // 日明4丁目3-7	571-3704	S42・4・1	539	4
8	小倉東公民館	〒802 // 堺町2丁目4-24	551-1201	S46・4・1	677	4
9	板櫃公民館	〒803 // 井堀2丁目7-4	591-8750	S51・10・1	769	4
10	霧丘公民館	〒802 // 黒原2丁目30-30	922-7365	S52・12・3	705	4
11	白銀公民館	〒802 // 白銀1丁目5-8	921-2606	S53・3・3	705	4
12	富野公民館	〒802 // 上富野5丁目 6-21	522-5233	S53・5・6	703	4
13	篠崎公民館	〒803 // 真鶴1丁目5-15	571-3281	S55・4・20	684	4
14	蒲生公民館	〒803 小倉南区蒲生3丁目6-15	963-0158	S29・4・1	153	3
15	企救公民館	〒802 // 北方2丁目16-7	951-0133	S43・3・31	644	4
16	北方公民館	〒802 // 北方3丁目62-5	951-0114	S25・1・1	209	2(1)
17	志徳公民館	〒803 // 大字徳力636-4	963-3101	S53・12・2	709	4
18	城野公民館	〒802 // 富士見3丁目1-3	951-0231	S52・4・1	1327	4
19	曾根公民館	〒800-02 // 下曾根4丁目 23-38	471-7710	S48・8・21	703	4
20	沼公民館	〒802 // 沼緑町1丁目 11-19	473-2021	S52・9・1	706	4
21	東谷公民館	〒803-01 // 大字木下704-1	451-0217	S58・11・21	723	3
22	南曾根公民館	〒800-02 // 大字朽網1870	471-8566	S56・9・30	709	4
23	湯川公民館	〒800-02 // 湯川1丁目8-33	941-1751	S55・10・16	709	4

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
24	横 代 公 民 館	〒802 小倉南区横代東町4丁目 <sub>13-1</sub>	962-1731	S52・9・2	716 <sup>m<sup>2</sup></sup>	4人
25	両 谷 公 民 館	〒803 -02 " 大字徳吉724	451-1138	S50・5・10	706	4
26	浅 生 公 民 館	〒804 戸畑区浅生2丁目13-7	881-5688	S49・11・11	843	3
27	一 枝 公 民 館	〒804 " 一枝1丁目8-1	881-1029	S56・4・10	505	3
28	鞆ヶ谷公民館	〒804 " 西鞆ヶ谷町3-17	881-1039	S55・10・24	519	3
29	沢 見 公 民 館	〒804 " 小芝2丁目1-4	881-5689	S35・5・13	439	3
30	三 六 公 民 館	〒804 " 小芝3丁目12-2	881-0958	S47・12・6	490	3
31	天 籟 寺 公 民 館	〒804 " 天籟寺2丁目2-13	881-1028	S34・6・6	318	3
32	大 谷 公 民 館	〒804 " 東大谷2丁目12-33	881-0067	S31・6・6	333	2
33	大 谷 西 公 民 館	〒804 " 菅原2丁目12-12	881-3148	S40・4・5	293	1(1)
34	中 原 公 民 館	〒804 " 中原東2丁目2-35	881-1038	S56・4・16	519	3
35	西 戸 畑 公 民 館	〒804 " 南鳥旗町3-17	881-2330	S50・8・1	502	3
36	東 戸 畑 公 民 館	〒804 " 干防3丁目1-12	881-1019	S52・4・21	514	3
37	牧 山 公 民 館	〒804 " 牧山4丁目1-22	881-1041	S58・4・20	409	3
38	牧 山 東 公 民 館	〒804 " 丸山1丁目2-38	881-3177	S40・4・5	310	3
39	枝 光 公 民 館	〒805 八幡東区日の出1丁目 <sub>5-11</sub>	661-1034	S30・3・27	714	3
40	枝 光 北 公 民 館	〒805 " 大宮町6-1	661-2437	S39・2・25	570	4
41	大 蔵 公 民 館	〒805 " 大蔵2丁目4-13	652-3817	S29・7・2	676	3
42	尾 倉 公 民 館	〒805 " 尾倉1丁目15-2	661-0516	S33・12・16	706	4
43	高 見 公 民 館	〒805 " 荒生田2丁目3-10	651-2101	S32・7・30	733	4
44	槻 田 公 民 館	〒805 " 宮の町2丁目2-10	651-3816	S29・8・28	647	4
45	前 田 公 民 館	〒806 " 桃園4丁目1-1	661-1584	S33・8・1	704	4
46	八 幡 大 谷 公 民 館	〒805 " 中央2丁目1-1	661-1092	S35・9・10	625	4
47	穴 生 公 民 館	〒806 八幡西区鷹の巣3丁目3-1	641-6026	S37・7・7	919	4
48	永 犬 丸 公 民 館	〒806 " 大字永犬丸1932-1	603-1055	S53・10・1	725	4
49	沖 田 公 民 館	〒807 " 大字永犬丸69-3	612-3881	S46・4・5	670	4
50	折 尾 公 民 館	〒807 " 光明2丁目2-50	601-8991	S33・10・11	578	4
51	香 月 公 民 館	〒807 -11 " 大字香月2652-2	617-0203	S36・6・4	881	5
52	熊 西 公 民 館	〒806 " 山寺町6-30	641-3407	S28・10・28	618	4
53	黒 崎 公 民 館	〒806 " 藤田4丁目1-1	641-4106	S31・4・4	1132	4
54	上 津 役 公 民 館	〒806 " 大字下上津役 <sub>2250-4</sub>	612-3568	S34・5・23	778	2

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
55	木屋瀬公民館	〒807-12 八幡西区大字野面770	617-1127	S57・11・26	704㎡	4人
56	陣山公民館	〒806 八幡東区桃園3丁目1-1	661-1657	S35・11・27	582	4
57	則松公民館	〒807 八幡西区則松2丁目9-1	602-2010	S55・4・1	704	4
58	引野公民館	〒806 // 別所町9-1	641-2906	S42・7・28	569	4
59	本城公民館	〒807 // 大字本城1812	601-8990	S38・6・8	601	4
60	八児公民館	〒806 // 大字上上津役 <sup>1882</sup> / <sub>3</sub>	613-2555	S55・4・24	709	4
61	島郷公民館	〒808-01 若松区鴨生田2丁目1-1	791-0483	S41・2・1	657	4

福岡市

	東市民センター	〒813 東区香住丘1丁目12-1	(092) 661-1831	S52・7・16	3025	12(1)
	博多市民センター	〒812 博多区山王1丁目13-10	472-5991	S58・8・26	4098	15(1)
	中央市民センター	〒810 中央区赤坂2丁目5-8	714-5521	S55・3・23	3854	10(1)
	南市民センター	〒815 南区塩原2丁目8-2	561-2981	S53・7・22	5058	11(1)
	西市民センター	〒814 早良区百道2丁目2-1	831-2321	S57・2・14	4034	20(3)
1	馬出公民館	〒812 東区馬出1丁目12-33	651-0605	S28・4・1	280	3
2	筥松公民館	〒812 // 箱崎1丁目27-17	651-2608	S28・1・1	525	2
3	箱崎公民館	〒812 // //	651-7708	S27・1・1	筥松共用	2
4	香椎公民館	〒813 // 香椎駅前2丁目13-1	661-3258	S30・2・1	280	3
5	多々良公民館	〒813 // 大字津屋1032-5	691-3767	S30・2・1	455	4
6	名島公民館	〒813 // 名島2丁目43-73	681-0155	S31・4・1	349	3
7	和白公民館	〒811-02 // 和白3丁目28-30	606-3001	S35・8・27	281	4
8	香住丘公民館	〒813 // 香住ヶ丘1丁目22-23	681-4704	S37・4・1	290	3
9	千早公民館	〒813 // 千早3丁目3-6	661-3240	S40・7・10	265	3
10	志賀公民館	〒811-03 // 大字志賀島736-1	603-6706	S46・4・5	556	3
11	西戸崎公民館	〒811-03 // 西戸崎4丁目8-33	603-0201	S46・4・5	418	3
12	若宮公民館	〒813 // 大字松崎2757-2	662-5454	S51・4・1	275	3
13	美和台公民館	〒811-02 // 美和台1丁目3-12	607-0294	S52・4・1	272	2
14	城浜公民館	〒813 // 城浜団地32-2	671-6181	S52・4・1	270	3
15	和白東公民館	〒811-02 // 高見台2丁目400-2	607-2442	S53・4・1	275	3



名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
16	八 田 公 民 館	〒813 東区八田2丁目16-20	681-5371	S53・12・1	280 <sup>m<sup>2</sup></sup>	3 <sup>人</sup>
17	舞松原公民館	〒813 " 水谷1丁目8-30	672-2199	S56・4・1	281	3
18	香椎東公民館	〒813 " 大字香椎1844-121	672-7098	S57・4・1	281	3
19	冷泉公民館	〒812 博多区上川端町6-1	281-2245	S29・4・1	288	2
20	奈良屋公民館	〒812 " 奈良屋町1-6	271-4461	S29・4・1	281	2
21	御供所公民館	〒812 " 御供所町6-6	281-5512	S29・4・1	263	3
22	大浜公民館	〒812 " 大博町7-16	281-0343	S28・4・1	307	3
23	住吉公民館	〒812 " 住吉5丁目6-1	441-6955	S29・4・1	267	4
24	堅粕東光公民館	〒812 " 東光2丁目15-2	411-7792	S28・1・1	521	4
25	千代公民館	〒812 " 千代1丁目20-11	651-0066	S28・4・1	239	3
26	吉塚公民館	〒812 " 吉塚2丁目21-15	611-6320	S28・4・1	279	3
27	東住吉公民館	〒812 " 博多駅前4丁目 <sup>11-12</sup>	431-1271	S27・1・1	281	2
28	席田公民館	〒812 " 大字下白井30-1	611-0315	S27・1・1	460	2
29	月隈公民館	〒816 " 大字上月隈847-3	503-4106	S28・1・1	239	3
30	那珂公民館	〒816 " 那珂2丁目3-2	431-5993	S35・4・1	281	3
31	板付公民館	〒816 " 麦野1丁目28-56	581-1117	S22・3・4	283	4
32	那珂南公民館	〒816 " 寿町3丁目3-5	571-4319	S35・4・1	330	3
33	春住公民館	〒812 " 博多駅南3丁目11-30	441-6269	S37・3・29	281	3
34	東吉塚公民館	〒812 " 吉塚6丁目6-10	611-2001	S49・4・1	330	3
35	板付北公民館	〒816 " 板付2丁目2-70	574-0651	S51・2・1	281	2
36	東月隈公民館	〒816 " 大字下月隈52-175	504-1360	S54・4・1	278	3
37	美野島公民館	〒812 " 美野島2丁目6-11	474-0070	S54・4・1	283	2
38	三筑公民館	〒816 " 三筑1丁目7-32	573-4664	S59・4・1	331	3
39	大名公民館	〒810 中央区大名2丁目6-53	751-4212	S29・4・1	519	2
40	当仁公民館	〒810 " 唐人町3丁目1-11	751-6824	S28・4・1	280	3
41	簀子公民館	〒810 " 大手門3丁目10-7	712-2268	S29・4・1	282	2
42	警固公民館	〒810 " 警固1丁目11-2	731-4655	S29・4・1	281	3
43	春吉公民館	〒810 " 春吉1丁目17-13	761-2528	S29・4・1	288	2
44	草ヶ江公民館	〒810 " 六本松1丁目11-1	741-7998	S28・4・1	463	3
45	平尾公民館	〒810 " 平尾3丁目29-23	531-6885	S29・4・1	378	3
46	高宮公民館	〒810 " 大宮2丁目2-11	531-0029	S29・4・1	256	3

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
47	赤坂公民館	〒810 // 赤坂2丁目5-14	751-4691	S29・9・1	332 $m^2$	3人
48	笹丘公民館	〒810 中央区笹丘1丁目13-41	761-7375	S37・4・1	290 $m^2$	3人
49	舞鶴公民館	〒810 // 舞鶴2丁目6-6	771-3541	S39・1・15	287	3
50	南当仁公民館	〒810 // 今川2丁目8-21	741-9053	S40・4・1	227	3
51	小笹公民館	〒810 // 平和5丁目13-75	531-9428	S42・5・4	202	3
52	福浜公民館	〒810 // 福浜2丁目1-3	761-8060	S56・4・1	281	2
53	三宅公民館	〒815 南区三宅2丁目9-16	541-1088	S27・1・1	249	4
54	花畑公民館	〒815 // 花畑3丁目34-3	566-9061	S27・1・1	315	3
55	玉川公民館	〒815 // 向野1丁目3-23	541-3212	S28・1・1	331	3
56	西高宮公民館	〒815 // 高宮1丁目10-16	531-4767	S29・4・1	216	3
57	日佐公民館	〒816 // 横手3丁目43-1	591-5542	S29・10・1	532	3
58	大楠公民館	〒815 // 大楠1丁目22-13	521-7044	S33・4・1	274	3
59	若久公民館	〒815 // 若久1丁目21-24	541-4200	S37・4・1	281	3
60	宮竹公民館	〒816 // 五十川1丁目14-15	431-3278	S39・7・15	265	4
61	長住西長住公民館	〒815 // 西長住2丁目4-3	551-4189	S44・4・1	482	4
62	老司公民館	〒815 // 大字老司478-4	565-1700	S45・4・1	274	3
63	西花畑公民館	〒815 // 皿山1丁目11-11	511-4377	S48・6・25	267	3
64	筑紫丘公民館	〒815 // 筑紫丘2丁目22-15	512-6477	S49・10・15	267	3
65	長丘公民館	〒815 // 長丘2丁目22-23	511-0456	S50・4・1	280	3
66	弥永公民館	〒816 // 弥永団地30-2	582-4645	S51・4・1	276	3
67	東花畑公民館	〒815 // 屋形原2丁目8-3	511-6655	S52・4・1	272	3
68	弥永西公民館	〒815 // 弥永2丁目14-1	582-9620	S57・4・1	281	3
69	東若久公民館	〒815 // 若久6丁目30-12	541-9548	S57・4・1	281	2
70	鶴田公民館	〒815 // 大字扇形原字栄ノ尾 <sup>2-99</sup>	566-2593	S58・4・1	281	3
71	長尾公民館	〒814 城南区长尾1丁目3-14	871-5619	S27・1・1	281	3
72	鳥飼公民館	〒814 // 鳥飼4丁目13-1	821-5227	S28・4・1	446	3
73	別府公民館	〒814 // 別府1丁目15-19	821-7489	S39・7・15	268	3
74	七隈公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>01</sub> // 七隈4丁目26-33	871-6905	S44・4・1	349	3
75	堤公民館	〒815 // 樋井川7丁目21-1	863-5533	S50・4・1	272	3
76	城南公民館	〒814 // 茶山6丁目21-5	843-8406	S54・9・1	290	3
77	片江公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>01</sub> // 片江5丁目35-20	871-1219	S55・8・11	281	3

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
78	金山公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> 城南区友丘6丁目9-36	801-2830	S55・10・1	282 <sup>m<sup>2</sup></sup>	3人
79	南片江公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> // 南片江1丁目25-35	862-2453	S56・4・1	281	3
80	田島公民館	〒 <sup>814</sup> // 田島3丁目151-5	822-0307	S58・4・1	281	3
81	西新公民館	〒 <sup>814</sup> 早良区西新2丁目10-10	851-9925	S28・4・1	375	3
82	原公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> // 原2丁目5-2	821-6414	S27・1・1	573	3
83	高取公民館	〒 <sup>814</sup> // 高取1丁目23-5	851-9705	S28・4・1	358	3
84	田隈公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> // 野芥2丁目8-1	863-7151	S29・10・1	276	3
85	室見公民館	〒 <sup>814</sup> // 室見5丁目9-23	843-9577	S38・5・1	300	2
86	百道公民館	〒 <sup>814</sup> // 百道2丁目7-11	831-2401	S41・5・1	270	3
87	原西公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> // 原5丁目12-16	851-7683	S48・6・1	281	3
88	早良公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-11</sub> // 大字東入部579	804-2420	S50・3・1	1064	4
89	原北公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> // 南庄4丁目52	831-7556	S53・4・1	272	3
90	飯倉公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> // 飯倉7丁目29-27	864-0818	S54・1・4	280	4
91	賀茂公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> // 賀茂1丁目33-7	863-7741	S55・4・1	281	3
92	有田公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> // 大字次郎丸606-4	861-7679	S55・4・1	280	3
93	野芥公民館	〒 <sup>814</sup> // 野芥7丁目23-20	862-3119	S56・4・1	281	3
94	大原公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> // 原4丁目11-12	822-0428	S57・4・1	281	3
95	四箇田公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-11</sub> // 大字四箇520-1	811-2180	S57・4・1	281	3
96	飯原公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> // 原7丁目3-21	864-4545	S59・4・1	281	3
97	姪浜公民館	〒 <sup>814</sup> 西区姪浜2丁目10-6	881-0384	S28・1・1	448	4
98	壱岐公民館	〒 <sup>814</sup> <sub>-01</sub> // 大字拾六町784	881-1093	S27・1・1	252	3
99	能古公民館	〒 <sup>814</sup> // 能古字東657-9	881-0873	S28・4・1	281	3
100	今宿公民館	〒 <sup>819</sup> <sub>-01</sub> // 今宿町1146	806-0242	S27・1・1	222	3
101	今津公民館	〒 <sup>819</sup> <sub>-01</sub> // 今津町1694	806-2021	S27・1・1	242	3
102	金武公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-11</sub> // 大字金武2136-1	812-1967	S35・8・27	250	3
103	周船寺公民館	〒 <sup>819</sup> <sub>-03</sub> // 大字周船寺360-8	806-1371	S36・4・1	235	3
104	元岡公民館	〒 <sup>819</sup> <sub>-03</sub> // 太郎丸1丁目4-15	806-5132	S36・4・1	270	3
105	北崎公民館	〒 <sup>819</sup> <sub>-02</sub> // 大字宮の浦1978-1	809-1733	S36・4・1	417	3
106	玄界公民館	〒 <sup>819</sup> <sub>-02</sub> // 大字玄海島21-3	809-1243	S49・4・1	195	3
107	下山門公民館	〒 <sup>811</sup> // 大字下山門875-3	881-8383	S50・4・1	281	4
108	内浜公民館	〒 <sup>814</sup> // 小戸4丁目11-32	882-1371	S54・9・1	278	3

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外教

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
109	沓岐南公民館	〒814 <sub>-01</sub> 西区大字野方1-3	812-0686	S55・4・1	281 <sup>m<sup>2</sup></sup>	3人
110	西陵公民館	〒814 // 大字下山門1454-15	891-6342	S56・5・11	281	3
111	沓岐東公民館	〒814 <sub>-01</sub> // 大字橋本1038	811-2185	S57・4・1	281	3
112	石丸公民館	〒814 // 大字石丸字クグサ34	881-4983	S57・9・1	281	3
113	福重公民館	〒814 <sub>-01</sub> // 大字福重字道手185	882-1839	S58・4・1	281	3
114	愛宕公民館	〒814 // 愛宕4丁目11-11	891-7962	S58・11・1	281	3

大牟田市

	大牟田市中央公民館	〒836 有明町1丁目2-11	(0944) 53-1502	S29・5・22	3055	4
1	三川地区公民館	〒836 樋口町5-8	52-5957	S45・4・1	493	3
2	勝立地区公民館	〒836 新勝立町4-1-1	51-0393	S55・6・1	962	3
3	(三池分館)	〒837 大字三池629-2	53-8343	S54・10・1	468	2
4	(倉永分館)	〒837 大字倉永106-12	58-3479	S48・4・1	20	2

久留米市

	久留米市中央公民館	〒830 諏訪野町1830-6	(0942) 32-6211	S26・4・1	2705	9
--	-----------	-----------------	-------------------	---------	------	---

直方市

	直方市中央公民館	〒822 津田町7-20	(09492) 2-0785	S54・4・27	2196	6
1	植木公民館	〒822 大字植木481	8-0143	S29・12・28	640	(2)

飯塚市

	飯塚市中央公民館	〒820 西町2-58	(0948) 22-3274	S42・3・15	1156	1(1)
1	鎮西公民館	〒820 大字大日寺593-16	23-3396	S45・4・1	689	2
2	二瀬公民館	〒820 大字川津675-1	22-2196	S46・3・31	935	2
3	幸袋公民館	〒820 大字幸袋50	22-1189	S47・3・30	819	2
4	孤田公民館	〒820 孤田東1丁目7-45	23-6819	S48・3・31	843	2
5	飯塚東公民館	〒820 大字下三緒57-86	23-6028	S49・3・31	808	2
6	鯨田公民館	〒820 大字鯨田1373	22-9293	S51・3・1	864	2
7	立岩公民館	〒820 新飯塚20-30	23-6000	S49・9・1	1497	3
8	飯塚公民館	〒820 本町20-17	22-2379	S57・8・31	934	2

田 川 市

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	田川市中央公民館	〒826 千代町6-3	(09474) 4-2000	S38・11・3	1068 m <sup>2</sup>	6(1)人

柳 川 市

	柳川市中央公民館	〒832 大字新町5-2	(09447) 2-5478	S26・6・28	435	(3)
1	柳 河 公 民 館	〒832 大字新町5-2	〃	S26・6・28	435	2(1)
2	城 内 公 民 館	〒832 大字本城町4-2	3-9556	S 6・ ・	131	3
3	矢 留 公 民 館	〒832 大字矢留本町40-1	3-8398	S10・ ・	180	3
4	東 宮 永 公 民 館	〒832 大字佃町374	3-6793	S 3・ ・	165	3
5	両 開 公 民 館	〒832 大字有明町1270-5	3-6792	S42・3・	612	3
6	昭 代 公 民 館	〒 <sup>830</sup> <sub>-03</sub> 大字田脇843	3-6790	S10・ ・	300	3
7	蒲 池 公 民 館	〒832 金納547-2	3-6791	S43・3・	218	3

山 田 市

	山田市中央公民館	〒821 大字七山田443-1	(09485) 2-1222	S46・3・31	1314	2(3)
1	熊ヶ畑公民館	〒821 大字熊ヶ畑2173-1	2-0104	S47・3・31	540	2
2	上 山 田 公 民 館	〒821 大字七山田1428-6	2-1377	S42・9・30	215	2
3	大 橋 公 民 館	〒821 大字上山田443-1	2-0224	S46・3・31	29	2
4	下 山 田 公 民 館	〒821 大字下山田376	2-1369	S50・3・31	629	2

甘 木 市

1	上 秋 月 公 民 館	〒 <sup>838</sup> <sub>-03</sub> 大字上秋月1732-1	(09462) 5-0457	S50・11・	594	3
2	秋 月 公 民 館	〒 <sup>838</sup> <sub>-03</sub> 大字下秋月670	5-0458	S41・5・	909	3
3	安 川 公 民 館	〒 <sup>838</sup> <sub>-03</sub> 大字下淵737	2-2017	S38・3・	663	3
4	中 央 公 民 館	〒838 大字甘木770-3	2-2117	S29・ ・	980	4
5	馬 田 公 民 館	〒838 大字馬田1251	2-2140	S48・6・	276	3
6	福 田 公 民 館	〒838 大字小隈499-1 福田史所内	2-2158	S46・ ・	1000	3
7	蟻 城 公 民 館	〒838 大字片延22	2-3004	S29・5・	533	3
8	金 川 公 民 館	〒 <sup>838</sup> <sub>-11</sub> 大字屋永3266	2-2242	S42・ ・	357	3
9	三 奈 木 公 民 館	〒 <sup>838</sup> <sub>-11</sub> 大字三奈木4260	2-3114	S54・3・	618	3

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
10	高 木 公 民 館	〒838 -14 大字黒川3968-2	9-0750	S53・3・	428 m <sup>2</sup>	3 人
11	立 石 公 民 館	〒838 大字頓田299-1	2-2101	S34・5・	270	3

八 女 市

	八女市中央公民館	〒834 大字本町586	(09432) 2-5332	S43・3・31	1133	5
	八女市東公民館	〒834 大字山内389-5	3-5276	S56・3・31	737	2
	八女市西公民館	〒834 大字新庄385	4-5272	S54・3・31	730	2

筑 後 市

	筑後市中央公民館	〒833 大字山ノ井906-3	(09425) 3-2516	S37・3・31	841	4
--	----------	-----------------	-------------------	----------	-----	---

大 川 市

	大川市中央公民館	〒831 大字酒見221-11	(09448) 8-0015	S49・2・15	5293	2(6)
--	----------	-----------------	-------------------	----------	------	------

行 橋 市

	行橋市中央公民館	〒824 中央1-1-2	(09302) 3-0650	S39・9・1	899	2
1	仲 津 公 民 館	〒824 大字道場寺1439	2-1001	S47・4・1	377	2
2	椿 市 公 民 館	〒824 大字長尾489	2-1061	S52・4・1	349	2
3	延 永 公 民 館	〒824 大字上津熊76	4-7401	S54・4・1	577	2
4	稗 田 公 民 館	〒824 大字下稗田967	2-1759	S29・4・1	140	1
5	今 元 公 民 館	〒824 大字今井2092	4-3039	S29・4・1	231	1
6	泉 公 民 館	〒824 大字福富1384	2-0404	S29・4・1	180	1
7	今 川 公 民 館	〒824 大字宝心857	2-1199	S48・4・1	499	1
8	養 島 公 民 館	〒824 大字養島180	2-5767	S46・4・1	116	1

豊 前 市

	豊前市中央公民館	〒828 八屋町大字無田1860 -1	(09798) 2-2402	S51・10・10	603	3
1	角 田 公 民 館	〒828 松江368-1	2-2701	S36・11・16	311	2

名称の（ ）は分館  
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
2	山 田 公 民 館	〒828 四郎丸263	2-2666	S49・3・30	352 m <sup>2</sup>	1人
3	八 屋 公 民 館	〒828 八屋1381-4	2-2775	S52・6・1	421	2
4	宇 島 公 民 館	〒828 赤熊484-1	2-3196	S53・3・7	445	2
5	三 毛 門 公 民 館	〒828 三毛門914-4	2-2671	S37・11・15	601	2
6	黒 土 公 民 館	〒828 久路土1179-1	2-2670	S35・9・26	506	2
7	千 束 公 民 館	〒828 千束167	2-2250	S57・3・25	479	2
8	横 武 公 民 館	〒828 薬師寺61-1	2-2669	S47・11・30	185	1
9	合 河 公 民 館	〒828 -01 下河内960-1	8-2001	S34・4・10	456	2
10	岩 屋 公 民 館	〒828 -01 岩屋143	8-2002	S55・2・29	217	2

中 間 市

	中間市中央公民館	〒809 大字中間5883-1	(093) 246-2321	S53・3・31	1981	18
--	----------	-----------------	-------------------	----------	------	----

筑 紫 野 市

	筑紫野市中央公民館	〒818 大字二日市1123-1	(092) 923-0415	S47・3・31	1767	8
1	山口地区公民館	〒818 大字山口26-5	(092) 922-2551	S33・3・31	219	(1)
2	筑紫地区公民館	〒818 大字筑紫18-6	926-2913	S34・3・28	229	(1)
3	御笠地区公民館	〒818 大字吉木1769	922-2601	S37・10・6	216	(1)
4	山家地区公民館	〒818 大字山家4525-3	926-2809	S45・3・31	323	(1)

春 日 市

	春日市中央公民館	〒816 伯玄町2-24	(092) 581-1211	S42・3・29	781	7
--	----------	--------------	-------------------	----------	-----	---

小 郡 市

	小郡市中央公民館	〒838 -01 大板井279-1	(09427) 2-2111	S49・4・29	3466	1
--	----------	----------------------	-------------------	----------	------	---

## 大野城市

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	大野城市中央公民館	〒816 曙町2-14-1	(092) 501-2211	S46・3・31	2518 m <sup>2</sup>	8人

## 宗 像 市

	宗像市中央公民館	〒811 -34 大字須恵348-2	(09403) 3-2548	S49・6・25	2041	6
1	日の里地区公民館	〒811 -34 日の里1丁目6	7-1587	S54・3・1	1048	2
2	(自由ヶ丘公民館)	〒811 -41 大字自由ヶ丘3-12-11	2-5594	S47・12・1	528	2

## 那 珂 川 町

	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	那珂川町中央公民館	〒811 -12 大字後野120	(092) 952-2092	S50・3・30	1530 m <sup>2</sup>	3(1)人
1	南畑地区公民館	〒811 -12 埋金853-3	952-5316	S41・10・1	388	1(1)
2	那珂川北地区公民館	〒811 -12 片縄5丁目86番地	952-8852	S58・2・28	400	2

## 宇 美 町

	宇美町中央公民館	〒811 -21 大字宇美4702-4	(092) 933-2600	S54・2・28	1453	1(3)
--	----------	------------------------	-------------------	----------	------	------

## 篠 栗 町

	篠栗町中央公民館	〒811 -24 大字篠栗4754	(092) 947-1454	S44・4・10	1045	(7)
--	----------	----------------------	-------------------	----------	------	-----

## 志 免 町

	志免町中央公民館	〒811 -22 志免980	(092) 935-7100	S54・3・24	3570	5(4)
--	----------	-------------------	-------------------	----------	------	------

## 須 恵 町

1	須恵町公民館	〒811 -21 大字上須恵1180-1	(092) 932-1151			2(3)
2	川子地区公民館	〒811 -21 大字上須恵1290-34	-	S58・2・20	400	3

## 新 宮 町

	新宮町中央公民館	〒811 -01 大字上府1257-1	(092) 962-3261	S49・3・25	1039	(8)
--	----------	------------------------	-------------------	----------	------	-----

## 久 山 町

	久山町公民館	〒811 -25 大字久原3632	(092) 976-1111	-	-	(2)
--	--------	----------------------	-------------------	---	---	-----

## 粕 屋 町

	粕屋町中央公民館	〒811 -23 大字仲原127	(092) 938-1410	S49・3・30	2273	1(4)
--	----------	---------------------	-------------------	----------	------	------



## 古賀町

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	古賀町中央公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-31</sub> 大字久保 866	(092) 944-1931	S55・6・1	2237	3
1	菴内地区館	〒 <sup>811</sup> <sub>-31</sub> 大字菴内 883-1	942-7918	S43・	375	1
福間町						
	福間町中央公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-32</sub> 福間町 4033	(0940) 43-5757	S27・4・	547	(2)
津屋崎町						
	津屋崎町中央公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-33</sub> 大字津屋崎 690-10	(0940) 52-1305	S47・	820	(5)
玄海町						
	玄海町公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-35</sub> 大字江口 465	(0940) 62-2111	-	-	(5)
大島村						
	大島村公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-37</sub> 大島村 1765	(0940) 72-2321	S51・5・	916	(2)
芦屋町						
	芦屋町中央公民館	〒 <sup>807</sup> <sub>-01</sub> 中ノ浜 4-4	(093) 222-1681	S53・8・31	4097 <sup>m<sup>2</sup></sup>	(3)人
1	(山鹿公民館)	〒 <sup>807</sup> <sub>-01</sub> 山鹿 2862	(093) 223-1892	S47・4・1	606	(1)
水巻町						
	水巻町公民館	〒 <sup>807</sup> 大字頃末 780	(093) 201-0403	S30・	1248	(5)
岡垣町						
	岡垣町中央公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-42</sub> 大字吉木 1072-1	(093) 282-0162	S47・3・15	1307	2(1)
遠賀町						
	遠賀町中央公民館	〒 <sup>811</sup> <sub>-43</sub> 大字今古賀 513	(093) 293-1355	S50・8・31	2226	4
鞍手町						
	鞍手町中央公民館	〒 <sup>807</sup> <sub>-13</sub> 大字小牧 2105	(09494) 2-7200	S56・10・31	2666	4(2)
小竹町						
	小竹町中央公民館	〒 <sup>820</sup> <sub>-11</sub> 大字勝野 1757	(09496) 2-0452	S54・2・20	1580	2(4)
若宮町						
	若宮町中央公民館	〒 <sup>822</sup> <sub>-01</sub> 大字高野 572	(09495) 2-0859	S49・4・18	1121	4(1)
宮田町						
	宮田町中央公民館	〒 <sup>823</sup> 大字宮田 72-1	(09493) 2-0123	S51・12・10	1432	(7)
桂川町						
	桂川町公民館	〒 <sup>820</sup> <sub>-06</sub> 大字土居 368-2	(09486) 5-1100	S43・8・1	865	1(1)
嘉穂町						
	嘉穂町公民館	〒 <sup>820</sup> <sub>-03</sub> 大字牛隈 201	(09485) 7-0080	S43・3・25	779	(4)

稲 築 町

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	稲築町公民館	〒820-02 大字岩崎1141	(0948) 42-0750	S45・12・20	1488	4(4)
碓 井 町						
	碓井町公民館	〒820-05 上白井466-1	(094862) 2270	S56・10・5	2580	1(5)
筑 穂 町						
	筑穂町中央公民館	〒820-07 大字長尾1340	(0948) 72-2204	S55・10・15	2303	(9)
穂 波 町						
	穂波町公民館	〒820 大字秋松408	(0948) 24-7458	S53・8・31	1935	3(6)
庄 内 町						
	庄内町公民館	〒820-01 大字網分802-7	(0948) 82-1200	S34・9・30	1046	2(4)
穎 田 町						
	穎田町公民館	〒820-11 大字勢田1129-1	(09496) 2-1034	S47・6・1	1034	2(4)
杷 木 町						
	杷木町公民館	〒838-15 大字寒水80-1	(09466) 2-0178	S37・3・31	1108 m <sup>2</sup>	1(3)人
朝 倉 町						
	朝倉町公民館	〒838-13 大字宮野2047-1	(09465) 2-1111	S39・3・20	719	2(7)
三 輪 町						
	三輪町公民館	〒838 大字新町450	(09462) 4-7586	S49・5・	1380	2(4)
夜 須 町						
	夜須町公民館	〒838-02 大字篠隈339-1	(09464) 2-3121	S40・3・	1229	2(4)
小 石 原 村						
	小石原村公民館	〒838-16 大字鼓2705-2	(094674) 2311	S41・3・	162	1(1)
宝 珠 山 村						
	宝珠山村公民館	〒838-17 大字宝珠山6425	(094672) 2302	S54・2・28	892	1(1)
前 原 町						
	前原町中央公民館	〒819-11 大字前原1339-1	(09202) 2-2481	S34・1・10	1163	3
1	波多江公民館	〒819-11 大字池田599	(09202) 2-1641	S58・4・1	730	3
2	加布里公民館	〒819-11 大字神在1112	2-3026	S42・4・1	188	3
3	長糸公民館	〒819-11 大字川村876-4	3-2032	S29・4・1	485	3
4	雷山公民館	〒819-11 大字蔵持838-6	3-0078	S33・1・10	299	3
5	怡土公民館	〒819-15 大字大門42	2-7815	S37・1・10	335	3
6	前原南公民館	〒819 現在仮事務所	4-1763			3

二 丈 町

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外教

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	二丈町中央公民館	〒819 -16 大字深江 1145	(09202) 5-0234	S 45・11・30	1866	(2)
1	福吉公民館	〒819 -17 大字吉井 4017	6-5501	S 49・4・15	641	1(1)
2	一貴山公民館	〒819 -16 大字石崎 81	5-0151	S 53・2・28	650	1(1)
3	深江公民館	〒819 -16 大字深江 1145	5-0234	S 54・11・30	1866	1(1)

志 摩 町

1	中央公民館	〒819 -13 大字初 206	(09202) 7-2465	S 33・4・1	462	2
2	桜野公民館	〒819 -13 大字桜井 5942	7-0259	S 46・4・1	388	2
3	引津公民館	〒819 -13 大字御床 2165-3	8-2201	S 41・4・1	288	2
4	芥屋公民館	〒819 -13 大字芥屋 26-7	8-2009	S 59・3・20	493	2

吉 井 町

	吉井町中央公民館	〒839 -13 吉井町 983-1	(09437) 5-3343	S 48・3・20	1200 m <sup>2</sup>	(3)人
--	----------	-----------------------	-------------------	-----------	---------------------	------

田 主 丸 町

	田主丸町中央公民館	〒839 -12 大字田主丸 507-1	(09437) 2-2844	S 48・6・9	1254	(1)
--	-----------	-------------------------	-------------------	----------	------	-----

浮 羽 町

	浮羽町公民館	〒839 -14 大字朝田 561-1	(09437) 7-7476	S 56・3・23	2840	(1)
1	田籠公民館	〒839 -14 大字田籠 1151-1	なし	S 54・1・31	334	2
2	山春公民館	〒839 -14 大字山北 783	なし	S 53・4・25	290	2
3	大石公民館	〒839 -14 大字吉川 479	7-7088	S 53・1・23	334	2
4	御幸公民館	〒839 -14 大字朝田 589-1	7-2004	S 42・12・20	274	2

北 野 町

	北野町公民館	〒830 -11 大字中 3298-2	(094278) 3551	-	-	(5)
--	--------	------------------------	------------------	---	---	-----

大 刀 洗 町

	大刀洗町中央公民館	〒830 -12 大字富多 819	(09427) 7-2670	S 52・12・15	1289	1(4)
--	-----------	----------------------	-------------------	------------	------	------

城 島 町

	城島町公民館	〒830 -02 大字檜津 748-1	(09426) 2-2111	S 45・4・	1030	1(2)
--	--------	------------------------	-------------------	---------	------	------

大 木 町

	大木町公民館	〒830 -04 大字八丁牟田	(09443) 2-1047	S 53・9・	1128	4
1	大溝地区館	〒830 -04 大字大角 1852-2	2-1104	S 30・	27	(1)

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

三 瀨 町

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	三 瀨 町 公 民 館	〒830 -01 大字玉満 2779-1	(09426) 4-3020	-	-	1(3)

黒 木 町

	黒 木 町 公 民 館	〒834 -12 大字桑原 244-2	(09434) 2-1111	S47・12・12	1972	(9)
--	-------------	------------------------	-------------------	-----------	------	-----

七 陽 町

	上陽町中央公民館	〒834 -11 大字北川内 483-1	(094354) 3131	S47・12・30	873	2
--	----------	-------------------------	------------------	-----------	-----	---

立 花 町

	立花町中央公民館	〒834 大字谷川 1111	(09433) 7-1522	S55・3・25	1121	2
1	北 山 公 民 館	〒834 大字北山 2692	3-4656	S49・3・31	280	1
2	白 木 公 民 館	〒834 大字白木 5589	5-0001	S49・3・31	280	1
3	辺 春 公 民 館	〒834 -15 大字上辺春 394-2	6-0001	S49・3・31	280	1

広 川 町

	広川町中央公民館	〒834 -01 大字新代 1804-1	(09433) 2-1111	S43・12	671 m <sup>2</sup>	1(1)人
--	----------	-------------------------	-------------------	--------	--------------------	-------

矢 部 村

	矢部村中央公民館	〒834 -14 大字北矢部 10524-1	(094347) 2122	S43・	221	2
--	----------	---------------------------	------------------	------	-----	---

星 野 村

	星野村公民館	〒834 -02 星野村 13201-1	(094352) 3111	S44・3・31	687	(3)
--	--------	-------------------------	------------------	----------	-----	-----

瀬 高 町

	瀬高町中央公民館	〒835 大字下庄 791-1	(09446) 2-5201	S52・3・20	2266	2(7)
1	北 公 民 館	〒835 大字長田 3353-9	3-3946	S48・4・31	415	(7)

大 和 町

	大和町中央公民館	〒839 -02 大字栄 231	(09447) 6-1111	S55・3・21	2161	1
--	----------	---------------------	-------------------	----------	------	---

三 橋 町

	三橋町中央公民館	〒832 大字正行 468	(09447) 3-4489	S55・9・10	2141	1(3)
--	----------	---------------	-------------------	----------	------	------

山 川 町

	山川町公民館	〒835 -01 大字原町 378-1	(09446) 7-0437	S42・2・11	710	1(1)
--	--------	------------------------	-------------------	----------	-----	------

高 田 町

	高田町公民館	〒839 -02 大字濃施 480	(09442) 2-5595	S45・3・31	1169	2(1)
--	--------	----------------------	-------------------	----------	------	------

香 春 町

	香春町中央公民館	〒822 -14 大字高野 987-1	(09473) 2-2162	S50・10・31	1506	2(1)
1	(香春校区公民館)	〒822 -14 新町	2-6923	S56・7・30	205	0

## 添 田 町

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	添田町中央公民館	〒824-06 大字添田字居屋敷538	(09478) 2-0616	S42・6・30	420	3(1)
1	津野公民館	〒824-04 大字津野字屋敷6059	4-2001	S55・3・31	352	(1)
2	彦山公民館	〒824-07 大字落合字川原田800	5-0702	S56・5・30	458	(1)
3	中元寺公民館	〒824-06 大字中元寺2475	2-3404	S56・6・20	437	(1)

## 金 田 町

	金田町中央公民館	〒822-12 大字金田1153-1	(09472) 2-0425	S57・3・31	1999	2(1)
--	----------	--------------------	-------------------	----------	------	------

## 糸 田 町

	糸田町中央公民館	〒822-13 糸田2395	(09472) 6-0038	S48・7・31	1172	2(2)
--	----------	----------------	-------------------	----------	------	------

## 川 崎 町

	川崎町中央公民館	〒827 大字田原791-1	(09477) 2-3000	S38・3・	700 m <sup>2</sup>	1(4)人
--	----------	----------------	-------------------	--------	--------------------	-------

## 赤 池 町

	赤池町公民館	〒822-11 大字赤池970	(094728) 4100	S48・10・31	2394	1(2)
--	--------	-----------------	------------------	-----------	------	------

## 方 城 町

	方城町中央公民館	〒822-12 大字伊方4480	(09472) 2-4300	S48・7・	1365	(9)
--	----------	------------------	-------------------	--------	------	-----

## 大 任 町

	大任町公民館	〒824-05 大字大行事3180-1	(094763) 2242	S48・4・1	1809	1(1)
--	--------	---------------------	------------------	---------	------	------

## 赤 村

	赤村中央公民館	〒824-04 大字赤4657-5	(094762) 3009	S35・3・5	250	1
--	---------	-------------------	------------------	---------	-----	---

## 苺 田 町

	苺田町中央公民館	〒800-03 京町2-5	(093) 436-0061	S54・10・12	3853	3
1	小波瀬公民館	〒800-03 下新津467	(09302) 2-0167	S39・	133	2
2	白川公民館	〒800-03 鋤崎479-3	( ) 2-1062	S42・3・30	387	1

## 犀 川 町

	犀川町中央公民館	〒824-06 大字本庄	(09304) 2-0001	S47・3・23	875	2
--	----------	--------------	-------------------	----------	-----	---

## 勝 山 町

	勝山町中央公民館	〒824-08 大字黒田79	(093032) 2092	S43・	611	1
1	(諫山分館)	〒824-08 大字岩熊1177		S29・	103	(1)

豊津町

名称の( )は分館  
職員数の( )は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	豊津町中央公民館	〒824-01 大字豊津1118	(093033) 3111	S46・3・16	1481	(3)

椎田町

	椎田町中央公民館	〒829-03 大字高塚字外新開756	(09305) 6-0251	S47・2・28	1953	3
--	----------	---------------------	----------------	----------	------	---

吉富町

	吉富町公民館	〒871 大字広津413	(0979) 22-1944	S36・3・31	691	1(5)
--	--------	--------------	----------------	----------	-----	------

築城町

	築城町中央公民館	〒829-01 大字築城251	(09305) 2-0001	S46・2・13	1277	1(5)
1	下城井公民館	〒829-02 大字安武2111-2	4-0823	S47・3・31	547	0
2	上城井公民館	〒829-02 大字本庄155	2-2086	S51・6・8	551	0

新吉富村

	新吉富村中央公民館	〒871-09 大字垂水1325-3	(097972) 2072	S49・7・20	995 m <sup>2</sup>	(3)人
1	(西吉富公民館)	〒871-09 緒方588-1	2507	S42・3・1	524	0

大平村

	大平村中央公民館	〒871-09 大字東下	(09797) 2-2005	S24・・	580	3(2)
1	金代公民館	〒871-09 大字西友枝		S40・・	107	1
2	小畑公民館	〒871-09 ”		S33・・	68	1
3	横川公民館	〒871-09 ”		S39・・	109	1
4	仙代公民館	〒871-09 ”	3120	S42・・	110	1
5	東上公民館	〒871-09 大字東上	4159	S39・・	169	1
6	土佐井公民館	〒871-09 大字土佐井	2781	S41・・	182	1
7	下唐原公民館	〒871-09 大字下唐原	(0979) 23-3498	S31・・	166	1
8	小池公民館	〒871-09 ”		S47・・	127	1

「豊かな心を育て、活力ある地域社会をつくる」

社会教育の振興方策について （建 議）

—県立社会教育総合センターの発足に際して—

（福岡県社会教育委員の会議）

昭和59年3月15日

福岡県教育委員会 殿

福岡県社会教育委員の会議

会 長 鐘 水 速 太

「豊かな心を育て、活力ある地域社会をつくる」

社会教育の振興方策について (建 議)

—県立社会教育総合センターの発足に際して—

福岡県社会教育委員の会議では、本県社会教育の振興方策について慎重に協議を重ねてきましたが、このたび、別添のとおり結論を得ましたので、建議いたします。





# 目 次

はじめに

第1章	社会教育の今日的な意義	71
1.	豊かな心を育てるために	71
	——主体者意識の形成と自己学習力の向上——	
2.	活力ある地域社会をつくるために	72
	——自治意識・自治能力の向上と地域社会形成能力の啓培——	
第2章	自らが行うこれからの社会教育の諸活動	73
1.	自己形成のための諸活動	73
	(1) 乳幼児期	
	(2) 少年期	
	(3) 青年期	
	(4) 成人期	
	(5) 高齢期	
2.	地域づくりのための諸活動	76
	(1) 人びとの交流や社会参加を促進する学習や活動	
	(2) 健康で文化的な地域社会づくりのための学習や活動	
	(3) 地域の環境を見直し、豊かにする学習や活動	
第3章	今後重点をおくべき社会教育の施策	80
1.	生涯教育を推進する社会教育体制の整備	80
	(1) 「生涯教育推進会議」の設置	
	(2) 生涯教育を推進する指導者の確保	
	(3) 社会教育に関する研究開発機能の充実	
2.	生涯教育を推進する社会教育事業の拡充	82
	(1) 情報提供・学習相談システムの確立	
	(2) 学習の機会と場の拡充	
	(3) コミュニティ活動等の促進	

(4) 青少年健全育成事業の拡充	
(5) 人権教育の推進	
3. 生涯教育を推進する社会教育施設・環境の整備	88
(1) 公民館の整備充実	
(2) 図書館、博物館等専門施設の整備	
(3) 青少年教育施設の整備拡充	
(4) 学校施設開放の促進	
第4章 県立社会教育総合センターの基本的な役割について	92
1. 研究・開発センターとしての機能	92
(1) 研究と開発	
(2) 助言と援助	
2. 学習情報サービスセンターとしての機能	92
(1) 学習情報の提供	
(2) 学習相談	
3. 学習・研修センターとしての機能	93
(1) モデル的、広域的事業の実施	
(2) 指導者の養成	
4. 青少年健全育成センターとしての機能	93
(1) 生活訓練、体験学習の場の提供	
(2) 健全育成事業の実施	

# 「豊かな心を育て、活力ある地域社会をつくる」 社会教育の振興方策について（建議）

——— 福岡県立社会教育総合センターの発足に際して ———

## はじめに

生涯教育の考え方が初めて提唱されたのは、昭和40年、ユネスコの成人教育推進国際委員会であった。以来、我が国においても生涯教育に関する研究や論議が重ねられ、昭和56年6月、中央教育審議会は「生涯教育について」答申し、我が国の生涯教育の基本的な方向を示したことによって、いよいよ具体化の時を迎えようとしている。

生涯教育の考え方とは、人びとが生涯の各時期において必要な学習を適切に行うことができるよう社会の教育・学習の機会を総合的、有機的に整備しようとするものであり、近年の社会構造の急激な変化に対応する教育制度の在り方として提唱されているものである。

今日、人口構造並びに社会構造の変化はますます著しく人びとの生活を大きく変えつつある。このような状況の中で、人びとは豊かで主体的に生きぬくために、自己の充実や生活の向上を図るための学習を求めており、その学習内容も多様化、高度化しつつある。このため、生涯教育の必要性が一段と強調され、なかでも、社会の動向に柔軟に対応し、人びとの多様な学習要求に対して広範な学習の機会を提供する社会教育への期待はますます高まっている。

本来社会教育は、人びとがそれぞれの要求に基づいて、自らの実際生活に必要な学習や文化、スポーツ活動を個人として、また、他の人びととの交流を通して展開し、個性と社会性と創造性を培うなど自己の向上を図るとともに、豊かな住みよい社会をつくるための自発的な営みである。これに対し、国や地方公共団体が行う社会教育行政は、これらの自発的な活動が活発に行われるようにするために必要な環境を公的に整備することを任務とするものである。した

がって、人びとの積極的な学習意欲と行政の適切な条件整備とが一体となって推進されるときに初めて社会教育の振興が可能になるものである。

このような観点から本県社会教育の現状をみると、人びとの社会教育の諸活動は一般的には依然として受動的な傾向を脱しえず、行政の条件整備もいまだ十分とは言い切れない状況である。今こそ、生涯教育の考え方に基づいて、社会教育の諸活動の在り方を見直し、行政の役割を明確にし、社会教育の振興を図るための施策を総合的に展開すべき時である。その意味で、県が昭和59年4月開所に向けて、福岡県立社会教育総合センターの建設に着手したのは誠に時宜を得たものである。

福岡県社会教育委員の会議はこのような認識に立って、昭和57年8月以来、生涯教育を具体化するための社会教育の地域構想とその振興方策について調査・研究を深めてきた。ここにその結果をとりまとめ建議する。

建議では、今日の社会教育の基本的な役割を「豊かな心を育てること」と「活力ある地域社会をつくること」に資するものと規定し、人びとが自ら行う望ましい社会教育の諸活動を人間の乳幼児期から高齢期に至る生涯の発達段階に即して考察した。

また、これらの諸活動の促進を図るための社会教育行政の課題と振興方策を明らかにし、なканずく、生涯教育推進のための中心的な施設として福岡県立社会教育総合センターに期待される基本的な役割について言及した。

建議の一つ一つの内容を実現するには、深刻な財政状況に直面している現段階では幾多の困難が予想されるが、人びとが豊かで生きがいのある生活を享受するための社会教育の役割の重要性を深く認識し、行政の積極的な対応を期待するものである。

また、福岡県立社会教育総合センターについては、それが名実ともに十分に機能するために、職員体制、施設・設備等を整備されるとともに、事業や運営についても特段の配慮がされることを切望する。

## 第1章 社会教育の今日的な意義

近年の急激な社会構造の変化は、人びとの生活に大きな影響を及ぼし、それに伴って人びとは多くの問題に直面している。

それらの諸問題に対応していくためには、人びと自らが生涯にわたって自己の生活を見直し、生きがいを見いだす学習をしていくことが必要となっており、また、社会生活の中に学習がとりこまれ、社会全体で絶えず学習が試みられる「学習社会」の形成が要求されている。

したがって、これからの社会教育は、教育委員会等が行う啓発事業や定型的な学級・講座、あるいは特定の団体活動のみに限定された狭い枠の中でとらえていくのではなく、豊かな心を育て、活力ある地域社会をつくるために、生涯教育の視点にたち、人びとが日常生活のあらゆる機会と場において行う学習・文化・スポーツ活動を総称する広義なものとしてとらえていかなければならない。

特に、社会教育は人びとの自発的な学習や活動に基盤をおくものであるから、その振興を図るためには、社会教育に対する人びとの関心と理解を一層高めていくことが大切である。

また、人びとの生活が今日の技術革新に伴う交通機関の整備や情報伝達手段等の発達によって、政治・経済・文化等のあらゆる分野において広域化を迫られていることから、単に近隣社会や国内問題だけに目を奪われることなく、広く国際的視野のもとに社会教育が推進される必要があると考えられる。

### 1. 豊かな心を育てるために

——主体者意識の形成と自己学習力の向上——

急激な社会構造の変化は、人びとに物質的な生活の豊かさをもたらした反面、人間性の喪失や自己中心的思潮の増加、世代間の断絶等の憂慮すべき「心の貧困化」をひき起こしている。

このような中であって、人びとが豊かな心を育てるためには、今日の社会の変化に流されるのではなく、自己の生活を見直し、人間的自覚に立った生きが

いのある充実した生活を実現していくことができる生活の主体者としての意識を確立していかなければならず、同時に、人びとが生涯を通して絶えず自己啓発を試み、各人の生涯の各時期における様々な課題に応じて学習していく自己学習力を高めていくことが必要である。

また、これらの主体者意識や自己学習力は、一人ひとりの問題であり、個人の努力に負うところが大きいのはもちろんである。しかしながら、人びとは地域社会の中で常に他とともに生活しており、人びとや自然・文化との触れ合いの中で刺激され、助長されるところが大きいので、これからの社会教育は個人学習の奨励とともに、人びとの社会参加を積極的に推進していかなければならない。

## 2. 活力ある地域社会をつくるために

——自治意識・自治能力の向上と地域社会の形成能力の啓培——

人びとの生活は、具体的にはそれぞれの地域社会を基礎としており、その地域の自然環境、社会環境、文化環境や生産消費活動が、人びとの人間形成や豊かで生きがいのある生活の樹立に好ましい影響を与えるとき、初めて活力ある地域社会がつくり出されるのである。

したがって、そのような活力ある地域社会をつくるために、まず人びとは自然の豊かさを生活に生かし、人と人との心の触れ合いを大切にし、思いやりに満ちた社会風土を創造することが必要である。また、人びとが自らの地域は自ら守り育てるという自治意識・自治能力を向上するとともに、地域に伝わる文化の継承や新しい文化の創造等に取り組み、地域社会の形成者としての自覚を高め地域社会の形成能力を身につけていく必要がある。

さらに、活力ある地域社会を確かなものとするためには、人びとが相互に交流を深め、連帯意識を培い、個人として、また、組織を通して地域課題解決のための学習と活動に積極的に参加し、その成果が地域社会の発展のために活かされるものとならなければならない。

## 第2章 自らが行うこれからの社会教育の諸活動

我が国の社会が当面している社会的諸条件の変化については、すでに社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」（昭和46年）、同建議「在学青少年に対する社会教育の在り方について」（昭和49年）、中央教育審議会答申「生涯教育について」（昭和56年）等において指摘されたとおり人口構造の変化、家庭生活の変化、都市化、高学歴化、工業化、情報化、国際化等の諸変化が生じている。

これからの社会的、教育的条件の変化の中であって、人びとが自然的、社会的、文化的環境とかかわりながら、自己を充足し、住みよい地域環境づくりをするためには、当面する諸問題を自ら解決する諸活動を行うことが必要である。

これからの社会教育の分野においては、これらの社会変化と、人びとの多様な要求に応じて、芸術・文化活動や健康・体力増進のための活動、技術革新に対応した職業に関する学習、あるいは市民性のかん養、国際理解や国際交流の促進及び平和や人権についての学習、町づくり活動等々の課題が登場している。

これらの課題を解決するためには、生涯教育、生涯学習の視点に立って、学校教育、社会教育、家庭教育がそれぞれに充実されるとともに、相互に連携、協力することが極めて重要である。

### 1. 自己形成のための諸活動

自己の形成と生活の向上を図るためには、人びとはそれぞれの年齢段階において、あらゆる学習の機会を通じて自らを高めたり、各種の情報や文化の影響を受けたりして、個人として、家庭人として、職業人として、社会人として、あるいは国際人として、それぞれの立場で主体的に生きることを求められている。

そのためには、人間が生まれて死に至るまでの間に登場してくる身体的、社会的、心理的発達課題がそれぞれの生涯の各時期に適切に達成されていくことが大切である。これらの課題はその時期に達成されないと後で達成することは困難を伴うことが多く、それぞれの年齢段階において達成されるように努める



ことが大切である。

### (1) 乳 幼 児 期

「三つ子の魂百まで」といわれるように、乳幼児期に何を学び、何を体験したかは、その人の一生に大きな影響を与えている。乳幼児期は、食べることを学び、歩くことを学び、言葉を学び、人びとを信ずることを学び、人と人との対応の仕方など、人間としての基本的態度や生活習慣を学ぶ時期である。特に、この時期には心理的、身体的、社会的な調和のとれた全人的な発達を促すことが大切であるだけに、保護の時期から自立へ向かう間の親のかかわり方が重要である。親として保護すべきは何か、教えるべきものは何かなど自立への成長を促すための親のあり方を学び、望ましい子どもへのかかわり方を学習していくことが大切である。

殊に、乳幼児期の子どもは親だけでなく、家族との触れ合いの中で成長していくものであるから、家庭の教育的環境の醸成に十分配慮していく必要がある。

### (2) 少 年 期

少年期の子どもたちは、乳幼児期が家庭中心の生活であったのに比べ、家庭を離れた場での生活が多くなってくる。

この時期は、心身ともに活動性に富んだ時期であり、好奇心が旺盛で、活動意欲や持続力が育つ時期である。なかでも、友だちとの交際のあり方や家族の一員としての役割などを学び、遊びやスポーツ活動等を通してルールや身体的技能を身につけるなど自立を確かなものにするとともに、社会人としての基本的生活の第一歩を踏み出す非常に重要な時期である。

しかし、現実には、知育偏重の風潮や受験体制の影響をうけて、活動性に乏しい子どもたちが育つ傾向にあり憂慮すべき実態である。しかも、これらには親の児童観や養育態度・行動が大きく影響していることも実証されており、大人の側に望ましい子育ての在り方について学習していくことが望まれている。

また、少年期は仲間とのかかわりや自然との触れ合いも子どもの成長にとって重要であり、子ども会等の少年団体への参加を通じた異年齢集団の活動体験、

自然の中での集団活動の体験、家事手伝いの体験等をすすめることによって、自分でできることは自らすすんで行う自発性等を養う配慮が必要である。

### (3) 青年期

青年期、特に義務教育終了後から成人として自立するまでの時期は、親や一般成人からの精神的独立、友人との望ましい人間関係の形成、人権が尊重される男女の在り方、身体的能力の十分な活用、社会的に責任ある行動の確立、ものの見方や考え方、価値観の確立など、将来の成人として自立するまでの準備の時期である。この時期は、社会全般の影響を強く受けつつ、多くの失敗や成功の経験を積み重ねながら、自己の確立に努め、その能力や個性に基づいて行動する時期である。

一方、この時期は情緒的に不安定な時期であり、したがって、社会教育の分野においては団体やグループ・サークル活動などに積極的に参加するなどして、親や地域の成人たちの適切な指導や助言を求めて、集団の中での自己の確立を図ることが大切である。

### (4) 成人期

成人は社会を構成する中心的な存在である。それだけに、成人が行う諸活動がどのような形で行われるかは、社会全体に与える影響が非常に大きい。

成人期は、大人としての市民的・社会的責任の達成、一定の経済生活の維持、責任ある子育て、家族や自らの健康と体力の維持増進、高齢期へ向けての適応方法など自分自身のことと同時に社会的責任が課せられる時期である。

したがって、教養を高め情操を養う学習や体育・レクリエーションに関する学習、家庭教育の在り方に関する学習、職業に関する知識・技術の学習、市民意識・社会連帯意識を高める学習、あるいは国際的な知識や感覚・理解を高める学習などの社会を担う者としての基本的な学習や活動を深めていく必要がある。

しかしながら、この時期はこれらの課題解決の学習を行う上で、生活上、職業上種々の制約を受けることが多いので、日ごろから自由な時間を学習や活動

に充てていこうとする姿勢が大切である。

婦人の場合は、以上のような成人期の学習課題のほかに、社会の変化や婦人自身の生活周期の変化に対処するため、人生の長期にわたる生活設計能力を伸ばす学習をはじめ、消費生活に関する学習や家庭生活の設計並びに運営に関する学習、家族や婦人自身の健康管理に関する学習、子育てに関する学習、あるいは就労機会の増加に伴う就労婦人としての学習などを通して、婦人の自立を達成することが重要な課題となってきた。

婦人の自立を助長する状況や婦人自らが学習できる条件は十分とはいえない状況にあるので、婦人の自立と学習活動を容易にする個人的、社会的条件づくりについて自主的に取り組む必要がある。

## (5) 高 齢 期

一般的に、高齢期は職業や子育てから解放された存在として、ややもすると社会の第一線から退いた立場に自らを置きがちである。

したがって、老後の積極的な生きがいを見いだすためには、余暇の有意義な活用を図り、健康の維持に努め、生活の安定を図り、社会の変化に適応する能力を養うとともに、家庭や地域における高齢者の役割を自ら確立することが必要である。

そのためには、若い世代の理解、レクリエーション等を通しての仲間づくり、地域社会における子ども会等の指導、趣味や教養に関する活動や学習、その他各種の奉仕活動等に取り組むなど、成人期までに培った知識や技術・能力を社会の中で活用したり、高齢期に適した諸活動へ積極的に参加していくことが大切である。

## 2. 地域づくりのための諸活動

人びとは、地域社会の中で個として存在すると同時に、常に自然環境、社会環境、文化環境と触れ合いながら生活を営んでいる。

しかしながら、今日の変化は、地域連帯意識や地域の教育力を減退さ

せ、自然破壊や世代間の断絶などの好ましくない状況をつくり出している。

これらの現状を改め、豊かで住みよい地域社会づくりを行うためには、一人ひとりが自己を高めると同時に、相互の望ましい人間関係を育て、共に健康で文化的な生活を享受できる環境が必要であり、人びとの触れ合いや調和を基調とした人権尊重や福祉の増進を図る社会的風土をつくりあげていくことが大切である。

そのためには、人びとが自発的に学習や諸活動に参加し、自らの手で地域づくりを推進していく意欲や姿勢が確立されなければならない。

また、これからの地域づくりは、近隣社会の動きだけでなく社会全体の動向と深いかわりをもっているだけに、国全体、さらには国際的視点にたって、広い視野のもとに推進されていく必要がある。

#### **(1) 人びとの交流や社会参加を促進する学習や活動**

社会の変化とともに低下した地域連帯意識や地域の教育力の強化を図ることは、豊かで住みよい地域社会づくりを行う上で重要な課題である。

このような課題の解決を図るためには、生活基盤である地域社会の中で、人びとの触れ合いや交流を深めていく機会や場を自らが求めていくとともに、それらの機会や場を通して、個人や地域がかかえている課題を掘り起こし、解決を図ろうとする姿勢をつくり、意欲を高めていくことが大切である。

また、人びとがもっている経験や知識が、自己の生活だけでなく地域社会の発展のために生かされるような学習や活動が推進され、それに人びとが積極的に参加するようにしなければならない。

さらに、これらの人びとの交流や社会参加を促進する取り組みは、身近かな近隣社会だけにとどまらず、広く国内や国際社会まで配慮したものに発展する必要がある。

#### **(2) 健康で文化的な地域社会づくりのための学習や活動**

今日の高学歴化社会の進行や高齢化社会の到来、自由時間の増大等によって人びとの間に、教養や趣味のための学習や心身の健康のための諸活動、芸術・

文化の鑑賞や創造などの学習や活動に関する欲求が高まってきており、その内容も多様化、高度化している。

これらの欲求を満たすためには、人びとが日ごろから心身の健康に留意し、教育・文化に対する理解を深め、地域が共有するあらゆる教育機能を活用しうるよう心掛けるとともに、人びとが相互に協力して環境づくりに取り組む必要がある。

特に、人びとの心身の健康は諸活動を行う上での基本となるものであり、その維持増進のためには、一人ひとりが常に健康についての学習を行い、体育・スポーツ・レクリエーション活動等に積極的に参加し、地域ぐるみの活動として、コミュニティースポーツやコミュニティ健康教育を推進していかねばならない。

また、地域に伝わる文化を享受し、継承していくとともに、新しい文化の創造を図る活動を積極的に推進し、それらの活動を通して自己の充実や生活の向上を図り、心身ともに健康な生活と文化活動との調和のとれた地域づくりが行われる必要がある。

### **(3) 地域の環境を見直し、豊かにする学習や活動**

技術革新に伴う工業化や情報化、都市化等の現象は、単に産業や人口の都市集中をもたらしただけでなく、農山漁村等においても画一的な都市的生活様式を広げ、地域の特性を見失わせる傾向にあり、同時に、自然破壊、公害、交通災害など人びとの生活に好ましくない現象をもたらしている。

また、自己中心的な思潮を助長したり、人間疎外の問題を深刻化させたり、個性や自我を喪失した受動的人間の増加傾向をつくり出したりしている。

これらの諸問題を解決していくためには、一人ひとりが自分たちの生活環境を見直し、地域が有する自然的、社会的、文化的環境の特性を生かしながら、地域の実態に応じた形で環境づくりに積極的に取り組む必要がある。また、これらの取り組みのためには、地域に住む人びとが、日常的に温かい心の触れ合いのある人間関係、思いやりに満ちた社会的風土をつくっていく意欲をもつことが不可欠である。

なかでも、人権尊重や福祉の増進を図る諸活動は、このような社会的風土を支える基本となるものであり、これからは、基本的人権尊重の精神や相互扶助の精神に基づいた人びとの交流や社会参加が積極的にすすめられなければならない。

### 第3章 今後重点を置くべき社会教育行政の施策

社会教育が真に人びとの自己充足と地域社会の向上に資するものとなるためには、社会教育行政の施策が社会の動向や人びとの实际生活に柔軟かつ効果的に対応して展開されなければならない。そのためには、まず、社会に存在するあらゆる教育機能を総合的、有機的に整備しようとする生涯教育の視点に立って、社会教育の地域構想を確立していく必要がある。今後の社会教育行政の施策は、人びとの生活のあらゆる機会と場所において行われる自発的な教育・文化活動を促進していくための環境の整備に一層重点が置かれるべきである。

なかでも青少年の健全育成と人権尊重の教育の維進は、緊急な今日的課題であり社会教育行政の重点事項として位置づける必要がある。

#### 1. 生涯教育を推進する社会教育体制の整備

##### (1) 「生涯教育推進会議」の設置

近年、人びとの多様な教育・文化活動に対する関心と学習意欲の高まりに対応して、県内には学校教育や社会教育の場に限らず、他の行政部門においても職業訓練、福祉、青少年対策、婦人対策、コミュニティー対策、農山漁村後継者対策、消費者教育等の一環として、教育またはこれに類する啓発、相談、情報提供などの事業がかなり広範に行われている。

また、民間においても、社会教育関係団体をはじめ各種の団体活動のほか、企業内教育、マスコミや教育産業による教育・文化事業など多様な学習の機会が用意されるようになってきている。

これら広く県民を対象とする教育・文化事業が効果的に機能するためには、教育関係機関はもとより、関係行政機関、民間団体、企業、マスコミ等が連携、協力していくことが望まれる。このため、県教育委員会が中心となって、知事部局、関係機関、団体並びに学識経験者等で構成する「生涯教育推進会議」を設置し、相互に連携、協力して生涯にわたる学習機会の現状と課題を分析し、新しい事業や学習プログラムの開発を図るなどして、県内の生涯教育推進のた

めの事業が総合的、効果的に行われるよう努めるべきである。

さらに、「生涯教育推進会議」は市町村の段階においても設置されることが望ましいので、県としては研究指定市町村を設けるなど設置促進のための措置促進のための措置を講じ、県と市町村が一体となって生涯教育の事業を推進していくための体制を整備すべきである。

## **(2) 生涯教育を推進する指導者の確保**

生涯教育を県民の学習運動として展開していくためには、各種の広報活動を通じて人びとの関心を高め、学習意欲を喚起していくとともに、その推進役を担う指導者を豊富に確保することが必要である。この場合の指導者としては、生涯教育に関して豊かな識見をもつ学識経験者のほか、教育・文化事業を行う団体・グループのリーダー、教育機関、行政機関、企業、マスコミ等の関係者、あるいは、教育・文化活動に関して専門的な知識と技術を有する民間ボランティアなど、幅広い層が考えられる。

このような指導者が地域や職域等において生涯教育の推進に積極的な役割を果たすため、県としては、生涯教育に関する専門的な研修講座を開設し、指導者の計画的な養成を図るとともに、指導者が相互の連携を密にし、生涯教育に関する情報や経験を交流しあい、共同して調査研究を行うための機会と場を設定すべきである。

また、これらの指導者を市町村が行う社会教育の事業や民間団体の活動等に有効に活用していくためには、指導者と学習者とを結ぶ市町村の社会教育主事、公民館主事等の役割が一層重要である。

このため、県は、人びとの自発的学習の推進役を担う指導者に関する情報を継続的に市町村に対して提供する方策を確立するとともに、市町村の社会教育主事、公民館主事等の資質の向上に資するための研修事業について、その内容、方法等の抜本的な改善を図るべきである。

## **(3) 社会教育に関する研究開発機能の充実**

人びとの実際生活に即し、多様化、高度化する学習要求に対応して柔軟性に



富んだ社会教育の諸活動を促進するためには、学習の機会と場所が日常生活の身近かなところに豊富に用意されるとともに、その内容や方法等について一層の工夫と配慮が求められる。

これまでも社会教育の展開に当たっては、事業の企画、学習プログラムの編成、団体の組織と運営、教材の開発等についてさまざまな工夫と改善が試みられてきたが、今後は、学習情報の提供、学習相談などの新しい分野をも含めて、社会教育の事業の充実を図るための研究が一層推進される必要がある。

このため、県においては、社会教育に関する研究開発を行うための恒常的な機関を設置し、文献、関係資料等を収集、整理し、基礎的、実証的な調査研究活動を実施するなどして、その成果を市町村、団体、指導者等に広く提供すべきである。

また、県は、市町村や団体が行う社会教育事業の充実に資するため、モデル事業の企画、実験地区の指定、学習教材や資料の作成など先導的な役割を果たすべきである。

## 2. 生涯教育を推進する社会教育事業の拡充

### (1) 情報提供・学習相談システムの確立

近年、新聞、テレビ、ニューメディアなどの情報伝達手段の発達著しく、人びとははん濫する情報の洪水に流され、自我と個性を見失い、価値感の混乱や対立が顕著になっている。

このような情報化社会と呼ばれる現象のなかで、人びとが自らの学習意欲を高め、効果的な自己開発を行うためには、学習に必要な情報が豊富に、しかも適切に提供されることが前提となる。

このような情報の提供は、社会教育行政のなかでは従来ややもすると見すごされてきたきらいがあるが、人びとの日常生活のあらゆる学習活動を促進する上で、最も重要な社会教育行政の一つとして認識されるようになってきており、早急にその体制を整備することが求められている。

このため、県は、「学習情報サービスセンター」を設置し、新聞社、放送局、

大学等の教育機関、行政機関あるいは市町村の社会教育施設等と十分に連携をとって、人びとが求める各種の学習情報を収集、整理し、広く県民に対して提供すべきである。

その際、収集、提供する情報としては、社会教育、文化、スポーツ施設の利用等に関する情報、教育機関、行政機関、民間団体等が行う学習機会に関する情報、社会教育関係団体、グループ・サークル等の活動状況に関する情報、団体活動や学習活動に活用する指導者及び教材等に関する情報などがある。

また、学習に関する多様な相談に応じるため、「学習情報サービスセンター」に学習相談員を置き、情報提供と学習相談を結ぶシステムを確立する必要がある。

さらに、地域の中心的な社会教育施設である公民館、図書館等に学習相談に応ずる体制を整備し、県が設置する「学習情報サービスセンター」と有機的に連携して情報提供、学習相談を行うなど、全県的な情報・相談機能のネットワークの整備に努めるべきである。

## (2) 学習の機会と場の拡充

社会教育における学習の形態には、人びとが図書、放送などの学習媒体や図書館、博物館などの資料を活用して進める個人学習と、学級・講座や講習会などのように複数の人びとが集まって進める集合学習とがある。これまで、ややもすると社会教育の学習の機会と場は、公民館が行う学級・講座や社会教育関係団体が行う活動に比重を置いて考えられてきたきらいがあるが、今後は、それらの拡充を図るとともに、人びとの多様な生活実態と学習要求の多様化、高度化に対応した学習の機会と場の拡充が図られなければならない。

成人の場合は特に、生活上、職業上の制約が学習を阻害する一因ともなっているだけに、成人が学習に参加し易い条件を整備することが大切である。

このため、県は、社会教育施設の整備、学校施設の開放、施設利用の改善などについて市町村に対する援助を強化するとともに、放送やニューメディアと呼ばれる情報媒体を活用した社会教育事業の拡充や図書館のレファレンスサービスの充実などを図るべきである。

また、大学、高等学校等の開放講座や図書館、博物館、研究所等の専門講座などそれぞれの機関がもつ専門的な機能を活用した学習の機会の拡充を図るべきである。

さらに、職業をもつ成人の生涯学習を推進するために、職業教育、職業訓練と連携した学習の機会の拡充方策について関係行政機関、団体等との協議を進めるとともに、企業に対して、勤労者が学習活動や地域での社会教育の諸活動に参加する際の勤務上の特別措置を講ずるよう協力を申し入れることなどについて検討を進めるべきである。

### (3) コミュニティー活動等の促進

地域づくりのための社会教育の諸活動は、これまで主として公民館の活動や団体、グループなどの活動を中心として進められてきたが、今後は、地域のすべての人びとが相互に交流を深めそれぞれの立場から積極的に参加し、自らの地域は自ら守り育てるものとして展開されなければならない。このような地域活動を促進するために社会教育行政においては、ふるさとの将来を考える住民シンポジウムの開催、郷土に伝わる生活文化の学習会、あるいは地域ぐるみで行う奉仕活動や生産活動などを通して、人びとの自治意識を高め、地域連帯意識の啓培を図り、新しい地域社会の創造に資するための事業を積極的に実施する必要がある。

地域社会における青少年団体、婦人団体、PTA、文化団体、スポーツ団体等は、それぞれの活動を通して自己の充実向上を図り、住みよい豊かな地域社会の形成を目指しているものであり、これらの団体活動の促進を図るための助言、援助は社会教育行政の重要な分野の一つである。これら団体活動の基本は自主性にあり、それを尊重する意味から行政の助言、援助は一方面的な指導や指示であってはならず、あくまでもこれらの集団活動の活性化に必要なリーダーの養成や情報・資料の提供、相談機能の充実など側面的な条件整備を行うべきである。

現在、県や市町村では、各種の団体のリーダー養成のための事業が広範に実施されてはいるが、県と市町村、団体との連携は必ずしも十分ではなく、研修

のあり方にも一貫性が欠けていることが指摘される。

このため、県は市町村や団体と協力して、リーダー養成に係わるそれぞれの役割を明確にし、系統的なリーダー養成のための研修規準等を作成するなどして、団体活動の活性化を図るべきである。

自らの経験や知識、能力を生かして社会的に活動するボランティア活動は、最近、各地で取り込まれるようになってきている。ボランティア活動は、活力ある地域社会づくりのための活動であるばかりでなく、参加者自体の生きがいを高め、自己の成長に貢献する活動として大きな意義をもっている。現在、県や市町村で、青少年、婦人、高齢者のボランティア活動を促進するための事業が進められているが、今後は、これらの事業の拡充を図るとともに、ボランティア活動に関する人びとの関心を高め、意欲のあるすべての人びとにボランティア活動の機会と場を紹介するシステムを確立する方策を検討すべきである。

#### **(4) 青少年健全育成事業の拡充**

最近の青少年の非行・問題行動の激増は、我が国の大きな社会問題の一つとなっている。特に、本県の場合、青少年人口に対する刑法犯少年の割合が全国でも上位を占めるなど極めて憂慮すべき状況にある。その原因、背景についてはさまざまな要因が複雑に作用していると考えられるが、なかでも、家庭における子どものしつけ、親の養育態度・行動に重要な要因の一つがあるといわれている。都市化、核家族化、家庭における子どもの数の減少などの状況のなかで、家庭における子ども同士や世代相互間の接触による陶冶の機会が少なくなり、基本的な生活習慣のしつけ、社会性や耐性のかん養など家庭の本来的な役割が十分に果たされていない。

県教育委員会が実施した家庭教育に関する調査（昭和55・57年）によっても、かなり多くの親の養育態度・行動に過保護、過干渉、放任の傾向があることが実態として明らかにされており、それだけに、家庭の教育機能の充実や望ましい親の養育態度・行動等に関する学習活動や啓発活動が積極的に推進される必要がある。

このため、県は、家庭教育に関する相談の窓口を設け、「家庭教育カウンセ

ラー」を置くなどして、電話や面接による相談にいつでも適切に応えられるような体制を整備すべきである。また、資料の発行や研究集会の開催など啓発活動の推進を図るとともに、特に家庭教育学級やPTAの懇談会等学校教育との協力を促進するために関係者相互の協議をすすめ、社会教育、学校教育が連携して行う事業を検討するなど総合的な施策の展開を図るべきである。

青少年にとって最も身近な活動は、近隣社会での友だちとの遊びであり、遊びの仲間が拡大し組織化されたものが、団体・グループ活動である。これらの団体・グループ活動には、スポーツ、レクリエーション、文化、科学、生産、創作、社会奉仕などさまざまな内容があるが、子どものかくされた能力や資質を引き出し、社会的ルールを身につけさせるなど教育的な効果が大きいところから積極的に推進される必要がある。特に今後は、地域で行われる各種の行事や郷土の文化の伝承活動に青少年が積極的に参加するようにすすめ、あるいは、郷土の歴史、産業、生活、文化等について青少年が学ぶ「ふるさと学習」を促進する施策を講じるなど、青少年に郷土に対する愛着心を育て、郷土の担い手としての自覚を高めることも重要である。また、少年自然の家、青年の家等がそれぞれの施設的环境と特色を生かして青少年が日常生活のなかでは体験できない生活体験や自然とのふれあい、野外での訓練の機会を提供することも、青少年の健全な育成を図る上で重要であり、県、市町村及び施設の一体的な取り組みが望まれる。

## (5) 人権教育の推進

一人ひとりが人間らしく生きていく権利は世界人権宣言や日本国憲法で保障されているが、現実の社会では、同和問題、障害者問題、高齢者問題、婦人の性差別、民族問題等人びとの基本的人権を侵すさまざまな問題が生じている。

社会教育行政においてはこれらの問題を解決するための諸施策を講じてきたが、今日もなお人びとの人権を侵す差別事象が続出していることは、人権問題について人びとの理解がまだまだ十分でないことを示している。

社会教育は本来個人の学習要求を前提としてなされるものであるが、人権意識が不十分と言わざるを得ない現状では、解決しなければならない重要課題と

して、人びとの人権思想の高揚を図るための啓発活動を、社会教育を通じて徹底させていく必要がある。

なかでも、同和問題は同和地区の人びとの市民的権利と自由が歴史的・社会的な理由によって侵されるという重大な社会問題であり、同和問題の解決を図ることは行政の責務である。

これまでの啓発活動においては、同和問題が自らの生き方にかかわる問題として、あるいは人間の尊厳にかかわる問題として人びとに自覚されなかったことを反省し、今後の取り組みを展開していく必要がある。

社会教育における同和問題の啓発活動の場としては、従来通り、各種の学級、講座、講演会、研修会等があるが、その啓発内容、手法は従来ややもすれば公式的、画一的になりがちであった。今後の啓発活動は、人権尊重の視点をふまえた幅広い内容と身近かな生活課題をとり入れ多様な手法を駆使して、わかりやすく、系統的、計画的になされるようにすることが大切である。

また、これら同和問題の解決をめざすには、人々が生活する家庭や地域との関連を考える必要がある。人びとが人権について、いつでも、どこでも、正しく語り合う社会的風土をつくることが大切であり、その風土の中から、共に生きるという理念に基づいた人びとの合意が得られ、地域の連帯意識も生まれ、同和問題解決のための基本的条件がつくられるのである。

人権教育を推進するに当たっては、同和問題をはじめ、障害者問題、婦人の性差別問題、民族問題等人権の保障にかかわる差別問題について深い理解と認識を持った地域指導者の存在は不可欠であり、その養成は、行政職員の研修とともに急務の課題である。

このため社会教育行政においては県教育委員会はもとより市町村教育委員会や社会教育関係施設、及び関係団体がそれぞれの役割を明確にするとともに、連携をより密にし、一体となって人権思想の普及と人権教育推進のための総合的施策を講ずる必要がある。

### 3. 生涯教育を推進する社会教育施設・環境の整備

#### (1) 公民館の整備充実

公民館は、地域における社会教育の中心的な施設として、人びとの多様な集会や活動の場として活用され、また、各種の学級、講座や講演会、講習会、展示会等を開催し、体育及び文化に関する事業を実施するなど、地域文化の振興と地域連帯意識の醸成等に大きく貢献してきた。その役割と成果は高く評価される。

今日、公民館には、地域における生涯教育推進のための学習センターとしての役割が期待されているとともに、新しい地域社会の形成を図るコミュニティーセンターとしての役割が改めて重視されている。

しかしながら、県内の公民館の整備状況は必ずしも十分ではなく、未設置の市町村や地域も残されており、施設内容や職員の配置状況等において不十分な公民館も数多く残されている。また、公民館の基本的な役割に基づいて事業の改善充実を図ることも必要である。このため、県は、公民館の適正な配置を促進し、施設、職員等の充実を図るため、公民館の整備充実に関する具体的な基準を示し、市町村に対する行政指導と財政措置の強化を図るべきである。また、自治（町内）公民館との関係を含め、公民館が地域における生涯教育の中心的な拠点として、社会連帯意識を醸成する場として機能していくための在り方について具体的、実証的な研究を進め、公民館の運営改善を図るための指針を作成すべきである。

#### (2) 図書館、博物館等専門施設の整備

人びとの教育・文化的な要求が一段と高まっている今日、図書、資料、記録等を系統的に収集、整理して利用に供し、人びとの生活に必要な知識や情報を提供する図書館の役割は極めて大きい。が、県内の市町村の設置状況は全国的にも低く、多くの市町村では閲覧サービスを主とする公民館図書室に依存しているのが現状である。

今後は、市町村立の図書館の設置や、市町村の学校、公民館、公共施設及び

地域文庫等を結ぶ図書館サービス網の整備を図るなど、人びとが、いつでもどこでも図書館サービスが受けられるような体制を確立するとともに、県立図書館と大学図書館、議会図書館等との連携を強化し、人びとの専門的な調査研究活動や多様なレファレンスにに応じていく必要がある。

このため、県は、市町村の図書館の設置促進を図り、図書館サービス網の整備を図るための具体的方策について検討を進めるとともに、県立図書館の市町村に対する指導援助機能やレファレンスサービス等について一層の充実を図るべきである。

博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する貴重な資料を収集、保管、展示し、人びとの学習や調査研究活動を援助する実物教育機関である。博物館は、その取り扱う資料の内容に応じて、科学博物館、歴史博物館、美術館あるいは総合博物館等の館種に区分されるが、本県の場合、その整備状況はいずれをとっても他県に比べて著しく立ち遅れているのが現状である。

人びとが余暇を活用して、郷土の歴史や自然を学び、先人の残した貴重な文化遺産をたずね、優れた芸術作品を観賞して豊かな情操を養い、科学技術の原理にふれて創造性を培うことなどは、豊かな心を育くみ、文化的な地域の土壌をつくる上で欠くことのできないものである。

したがって、県は博物館の地域配置構想を策定し、市町村や関係団体等と協議してその計画的整備のための作業に着手すべきである。

特に、科学技術の進歩の著しい現代社会において郷土産業の振興と豊かで活力ある地域社会を創造するためには、豊かな知性と創造性に満ちた人材を育成する必要がある。そのため、青少年の心に科学へのロマンを育くみ、明日の地域社会と産業を支える科学技術の未来を開発する力を養うことを目的とする「青少年科学館」（仮称）を設置することを検討すべきである。

また、県立美術館の整備については、福岡県文化会館改築検討委員会の報告の趣旨を踏まえ、郷土にゆかりのある作品を収集、展示し、複製や視聴覚教材を活用した美術教育や美術に関する情報の提供を行い、あわせて、県民の創作活動の発表、交流の場として活用できる特色ある美術館構想に基づき、早急に改築に着手すべきである。



さらに、視聴覚センター、視聴覚ライブラリー等の専門施設の整備についても調和のとれた全県的ネットワークを十分考慮し、長期的展望に立った整備計画を策定すべきである。

### **(3) 青少年教育施設の整備拡充**

心身ともに健全な青少年の育成を図るためには、社会教育の場において、家庭や学校では期待しにくい生活体験、例えば、自然の中での遊びと鍛練、年齢の異なる集団の中での役割分担や共同意識に立つ生活訓練などを得させることが大切である。この意味で、自然の中での集団宿泊研修を通じて規律、協同、友愛、奉仕の精神を養うことを目的とする青年の家、少年自然の家、野営訓練所などの青少年教育施設の果たす役割は極めて大きい。

しかしながら、県内のこれらの施設は、絶対数において不足し、また内容が不十分な施設が多いために、利用する学校や青少年団体の要望に十分に応え得ない状況にある。加えて、今後は、文部省の「自然教室」構想にみられるように、小・中・高等学校などの学校利用の大幅な増加が見込まれるところから、これらの施設の整備拡充を望む気運が高まっている。

このため、県としては、今後の県内の青少年教育施設の整備拡充方策について基本的な方針を定め、市町村との協力のもとに計画的な施設整備を推進する必要がある。

その際には、関連施設をも含めた全県的な施設の配置状況等を考慮に入れ、青少年が簡便に利用できる施設として、自然との触れ合いのみならず地域の人びととの交流、地域の文化や産業との触れ合いを可能にするような施設づくりに取り組むべきである。

### **(4) 学校施設開放の促進**

人びとの学習や活動は、生活の場である居住地周辺で行われることが多く、身近な施設として公立公民館や自治（町内）公民館が活用されているが、決して満足のいく状況ではない。

このような意味から、身近かにある学校施設を開放し、人びとの体育・レク

リエーション、子どもたちの遊び場等として活用できるよう整備していくことが望まれる。

しかしながら、運動場や体育館などの学校体育施設の開放状況は必ずしも十分ではないので今後一層施設の開放を促進していくとともに、管理上の困難性はあるとしても、これからは、体育施設だけでなく、特別教室や学校図書室等の開放も併せて考えていく必要がある。

また、新たな小・中・高校の建設の際には社会教育施設を併設するなどして、学校施設との共同利用可能な施設づくりを積極的に推進していく必要がある。

## 第4章 県立社会教育総合センターの基本的な役割について

県立社会教育総合センター（以下「総合センター」という。）は、本県の生涯教育を推進する中心的な機関であり、県民の多様な教育・文化要求に応じて活動の機会と場を提供するとともに、市町村や団体、関係機関等の社会教育事業を援助することを基本的な性格とする施設である。

このため、総合センターは次のような機能を果たす必要がある。

### 1. 研究・開発センターとしての機能

#### (1) 研究と開発

総合センターは、生涯教育の総合的な推進に資するため、「生涯教育推進会議」を主宰し、大学、高等学校等の教育機関、関係行政部局、民間団体、企業、マスコミ等との連携を図り、新しい事業や学習プログラムの開発等を行う。また、社会教育の内容、方法に関する実践的な調査研究を行い、市町村のモデルとなる事業の開発を行う。

#### (2) 助言と援助

総合センターは、調査研究の成果に基づき、市町村に対して社会教育計画の策定、社会教育事業の企画、社会教育施設の運営等に関し専門的、技術的な助言と援助を行うとともに、社会教育を行う団体、グループ等に対し必要な助言と援助を行う。

### 2. 学習情報サービスセンターとしての機能

#### (1) 学習情報の提供

総合センターは、生涯教育に関する各種の情報や資料を収集し、県民の利用に供するとともに、情報資料の作成、配布等により精選された学習情報をさまざまな方法で提供し、県民の学習意欲の啓発と学習活動の援助を行う。また、

映画、ビデオ、スライド、OHP等の視聴覚教材を収集、製作し、貸出しを行うとともに、放送その他の多様なメディアを利用した学習の促進を図る。

## (2) 学習相談

総合センターに学習相談員を置き、電話、面接等による学習相談事業を行う。特に、家庭教育の充実振興に資するため、家庭教育カウンセラー等を配置し、青少年のしつけ、家庭教育上の悩み、健康、非行等に関する相談事業を行う。

## 3. 学習・研修センターとしての機能

### (1) モデル的、広域的事業の実施

総合センターは、県民の広汎な学習、文化、スポーツ、野外活動のための機会と場を提供するとともに、市町村のモデルとなる先導的な事業や市町村では対応できない広域的な事業を実施する。また、施設の特徴を生かした施設開放事業や社会教育関係者の交流を促進する事業を行う。

### (2) 指導者の養成

総合センターは、市町村の社会教育主事、公民館主事等の資質の向上に資するため、社会教育に関する専門的な研修講座を開設するとともに、長期、短期にわたる受託研修生を受け入れる。また、社会教育関係団体のリーダー等を対象とする研修事業を行うとともに社会教育の内容に応じた民間指導者の養成と活用を図る。

## 4. 青少年健全育成センターとしての機能

### (1) 生活訓練、体験学習の場の提供

総合センターは、学校、青少年団体等に対し、文化、スポーツ、野外活動、体験学習の機会と場を提供し、必要な生活指導、技術指導を行う。また、青少年を対象に各種の生活訓練や体験学習のための事業を主催する。

## (2) 健全育成事業の実施

総合センターは、青少年健全育成に携わる民間指導者の養成を図るとともに、ボランティアセンターを置き、青少年活動に関する情報、資料の提供、人材の紹介等を行うとともに、在学青少年のボランティア活動や青少年の国際交流を促進する事業等を行う。

祝

第32回 福岡県公民館大会

通商産業大臣指定  
伝統的工芸品  
**小石原焼**

**小石原焼陶器協同組合**

民陶まつり

春季 5月3, 4, 5日

秋季 10月8, 9, 10日

事務所 福岡県朝倉郡小石原村字皿山  
小石原工芸館内  
TEL (094674)2138

土木・舗装・建築工事一式



株式会社 古賀組

代表取締役 古賀 文子

本社 福岡市中央区鳥飼1丁目1番19号  
〒810 ☎(092)771-1586

営業所 甘木市大字三奈木2736-1  
〒838-11 ☎(09462)2-3830



醸造元 片岡酒造場

福岡県朝倉郡宝珠山村宝珠山22

TEL (094672)2321番



心やすらぐ

レンガ色の館・筑後川温泉

日 観 連 **富 又 屋**

スナック&喫茶 **かつぱ**

名物「カップ鍋」・活魚料理

ゲートボール場完備

浮羽郡浮羽町大字古川

TEL (09437)7-3131(代)

資源を大切に！ 学校・官庁払下げ歓迎

古本・新聞・ダンボール **回 収 業**  
古 鉄・古繊維

**古 賀 商 店**

福岡県朝倉郡三輪町栗田

TEL (09462)2-3649(代)

眺望絶佳閑静な皆様の憩の館

やなぜ温泉

# 望 川 荘

福岡県朝倉郡杷木町林田新浜749

TEL (09466)2-1033

小郡取扱所 TEL (09427)2-4660

三連水車の故里に育つ

創業明治42年 合名会社

# 藤井養蜂場

福岡県朝倉郡朝倉町菱野

〒838-13 TEL (09465)2-2151



特 定 建 設 業

土 木 工 事 ・ 舗 装 工 事

# 株式会社 平 田 組

取締役社長 平 田 昭 義

本 社 福岡県朝倉郡三輪町大字山隈934の1  
TEL (09462)4-4846

営 業 所 福岡県甘木市新河町2045の8  
TEL (09462)2-2477(代)

夜須出張所 福岡県朝倉郡夜須町大字篠隈  
TEL (09464)2-4402

甘 木 名 産

水せんじのり

喜泉堂

福岡県甘木市大字屋永2951の1  
電話(09462)代表(4)7088

カ ネ ダ イ

しょうゆ

天

みそ  
みそこうじ

福岡県朝倉郡宝珠山村大行司

TEL (宝珠山) 094672 { 2016  
2181

# 交通安全

高級車センター アルファ

各種自動車販売・車検整備・定期点検

# 安藤商会

代表者 安藤義輝

福岡県朝倉郡三輪町大字栗田

TEL 09462(2)3487(代)

すし会席・折詰・幕の内・精進料理

仕出しの



仕出し部本店 ☎(09462)2-1411

駅前通り支店 ☎(09462)2-2834

2 F 大小宴会場

レストラン **にんじん**

新築落成、結婚パーティ折詰、鉢盛

甘木市頓田340～4

TEL (09462)-2-5692

さわやかな環境づくりに奉仕する  
ビル・家屋の総合維持・管理

合資会社 **クリーン商会**

事務所 甘木市大字甘木955の11商工会議所 3階

TEL (09462)2-0283(代)

**宝石・呉服・毛皮・時計**

まごころをこめて

さわやかにデビュー……！



YAMASHO

有限  
会社

**山商**

甘木市大字堤 TEL (09462)-2-1789

糖類など無添加  
炭素など薬品加工なし  
大麦100%



株式会社 天 盃

福岡県朝倉郡三輪町森山



山のホテル

福岡県朝倉郡杷木町 林田温泉  
電話 市外局番09466(代表)2-0013

Noritake

# 九州ノリタケ株式会社

代表取締役 松島 勇生

福岡県朝倉郡夜須町大字三並字八ツ並2160番地

TEL(代)09464(2)4171

# 清酒 雪の里

福岡県甘木市大字菩提寺

雪の里酒造株式会社

創業文政二年  
広久葛本舗  
福岡県甘木市秋月町  
☎09462⑤0215

秋月産  
高久  
廣田屋代目  
高木久助  
印

暮らしの中に生きる

 **安野焼**

窯元 福岡県朝倉郡夜須町松延650  
電話09464(2)2030(代)  
熊本店 熊本市内坪井8-17  
電話0963(52)2236

**大津スポーツ**

本店 福岡県甘木市三福町 昭和通り  
TEL (09462)(代)②7750  
小郡支店 小郡市大字小郡博多道(国鉄駅前)  
TEL (09427) ③0015

各種額縁・掛軸・黒板・油絵・人形ケースの専門店

**田中額縁店**

甘木市高原町1806番地(中央通り商店街)  
TEL 09462(2)2693



いで湯の里に、う飼とフルーツ・三連水車

# 原 鶴 温 泉

う 飼：5月20日より～10月まで

スポーツ広場：野球場7面

ゲートボール場100面あり

問合先／原鶴温泉旅館組合

TEL 09466(2)0620

原鶴温泉のテレフォンサービス

TEL 09466(2)0001

旅 館 名	電話 杷木局 09466	旅 館 名	電話 杷木局 09466
豊 富 荘	② 0225	耳 納 会 館	② 0254
原 鶴 荘	② 0651	福 銀 寮	② 0044
佐 藤 荘	② 0657	延 命 館	② 1133
八 車 荘	② 0723	前 田 荘	② 1020
吉 田 屋	② 0745	福 龍 荘	② 0270
六 峰 館	② 1047	泰 泉 閣	② 1140
小 野 屋	② 1120	ほ な み	② 1010
光 泉 荘	② 0715	ホテルリコー	② 0725
泉 屋	② 0041	ふじや別館	② 0315
清 香 荘	② 0261	喜 仙	② 0047
鶴 屋	② 0269	愛 泉 一	② 0267
ふじや本館	② 1130	咸 生 閣	09437⑤2121





